平成27年9月10日

平成27年第3回和東町議会定例会

(第1号)

和東町議会

平成27年第3回和東町議会定例会会議録 (第1号)

招集年月日 平成27年9月10日(木)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 4時40分

出席議員(10名)

1 番	竹	内	きみ	代	2 番	滕	井	清	隆
3 番	村	山	_	彦	4番	吉	田	哲	也
5番	井	上	武 津	男	6番	岡	田	泰	正
7番	岡	本	正	意	8番	小	西		啓
9番	岡	田		勇	10番	畑		武	志

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 岡 西 純 次

書 記 増 田 加 代

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀		忠	雄
副町	長	奥	田		右
総 務 課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当調	果長	草	水	清	美
地域力推進調	長	古	田	良	明
人権啓発課	長	井	上	順	三
税 住 民 課	長	中	嶋		修
福 祉 課	長	岡	田	博	之
診療所事務	長	久	保	順	_
農村振興課	長	北		淳	
建設事業課	長	東	本	繁	和
会計管理者兼会計	課長	Щ	本 千	- 代	美
和東町保育園	長	岡	田真	. 理	子

議 事 日 程 別 紙 の と お り 会 議 に付した事件 別紙議事日程のとおり 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り 会 議 録 署 名 議 員 8番 小 西 啓 9番 岡 田 勇

議事日程 (第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 認定第 1号 平成26年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成26年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認 定について

日程第 3号 平成26年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について

認定第 4号 平成26年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について

認定第 5号 平成26年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について

認定第 6号 平成26年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について

認定第 7号 平成26年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定について

認定第 7 議案第41号 町道山口線拡幅改良工事(2工区)請負契約の変更について

認定第 8 議案第42号 町営第5中西団地住宅建替工事請負契約の変更について

報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

報告第 8号 平成26年度城南土地開発公社決算に関する報告書

午前9時30分開会

○議長(畑 武志君)

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成27年和東町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長(堀 忠雄君)

皆さん、おはようございます。

平成27年和東町議会の第3回定例議会を招集させていただきましたところ、議員 の皆様方にはお忙しい中、全員ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日ごろは和東町の行政に何かとご指導、ご協力を賜っておりますことをこの 場をかりまして厚く御礼申し上げます。

台風で少し心配はいたしましたが、避けて一安心と、こういう状況であるわけでございますが、しかし、これからは台風のシーズンを迎えると、こういうことでありまして、10月4日には防災訓練をさせていただくと、このように予定いたしておりますので、議員の皆さん方にもよろしくお願いをしたいというように思います。

さて、本定例議会におきましては、認定7件、議案14件、同意案件が1件の計2 2案件を予定いたしております。どうか慎重なご審議をいただきまして、全議案とも 原案どおりご承認を賜りますことを切にお願いいたしまして、開会に当たりましての ご挨拶とさせていただきます。

どうもご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○議長(畑 武志君)

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、小西 啓議員、9

番、岡田 勇議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの19日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの19日間と決定いた しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

○議長(畑 武志君)

総務課長。

○総務課長(中嶋浩喜君)

おはようございます。

それでは、私からは、平成27年第3回定例会報告書によりましてご報告申し上げます。

報告書のほうをよろしくお願い申し上げます。

最初に、報告第7号でございます。

報告第7号

健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率並びに簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に係る資金不足比率を別紙のとおり、監査委員の意見をつけて報告する。

平成27年9月10日報告

和東町長 堀 忠雄

次のページでございます。

1. 健全化判断比率でございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当ございません。

実質公債費比率は14.4%、将来負担比率は90.3%でございます。

なお、括弧内は、早期健全化基準の数値でございます。

2の資金不足比率でございます。

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、両会計とも該当がございません。

括弧内は、経営健全化基準の数値でございます。

次ページ以降に健全化判断比率の資料、それと資金不足比率の資料をつけさせていただいております。その次に監査委員さんの審査意見書をつけさせていただいておりますので、お目通しいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、報告第8号に移らせていただきます。

報告第8号

平成26年度城南土地開発公社決算に関する報告書

平成27年9月10日報告

和東町長 堀 忠雄

次ページ飛ばしていただきまして、

議案第1号 平成26年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定について。

平成26年度城南土地開発公社事業報告及び決算について、城南土地開発公社会計 規定第7条の規定に基づき、理事会の認定を求めるということで、平成27年7月8 日に提出されまして、同日認定されております。

次ページ以降、平成26年度事業報告書、決算諸表、附属明細表、監査報告書を添付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

議長より報告いたします。

6月18日の第2回定例会後に同日付で、岡田 勇議員から広報編集委員を辞職したい旨の願いが出ましたので、委員会条例第7条第4項の規定に基づき同日付で許可するとともに、地方自治法第109条第3項及び委員会条例第7条の第4項の規定により、翌6月19日付で新たに岡田泰正議員を広報編集委員に選任したことを報告いたします。

なお、それに伴う議会構成の一覧は、お手元にお配りのとおりです。

次に、監査委員より、平成27年度第2回、第3回、第4回の出納検査が行われま したので、結果報告の閲覧をご希望の議員は事務局にてごらんください。

また、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お 手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。 初めに、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長(吉田哲也君)

産業常任委員会報告。

本委員会は9月1日に、町長、副町長、関係課長・主幹の出席を求め、各課における平成27年度の事業の進捗状況や平成26年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、6月に予算補正した山の家改修事業に関連した報告があり、山の家が京都府から譲渡され8月3日付で和東町へ移管したこと、それに伴い、今後、設置条例の整備が必要となること、財源として、現在、起債を充てているが、できるだけ国の補助金等を充てるために8月に国へ事業申請をしたこと、その後、工事の入札を行い3社JVと仮契約を締結したこと、そして現在、国からの内示を待っており、今後、通知があり次第、財源変更と本契約のため議会での議決をお願いしたい等の説

明がありました。

その後、各課の事業進捗状況について報告があり、初めに奥田副町長から、8月25日現在での一般会計全体の執行状況が説明されました。それによれば、町税や地方交付税を含む歳入では、14億9,029万円の調定累計に対し12億5,762万円の収入額があり、84.37%の収納率となっていること、総務費や民生費などを含む歳出では、33億9,865万円の予算現額に対し9億1,844万円の支出累計額となり、合計27.02%の執行率であったとのことでした。

繰り越し事業では、現在、補助金等の歳入はなく、土木費や災害復旧費などの歳出では19.51%の執行率で、1億708万円が支出されていました。

その後、農村振興課及び建設事業課から主な事業の進捗状況が報告され、農村振興課では、和東山の家改修工事は町長からの報告のとおり8月31日に入札を実施、共同企業体による落札があったが、補助事業の内示までは仮契約の状態であり、現在、執行率が0%であるとのこと、山の家厨房等の備品発注については12月までには発注を終えたいとのことでした。

また、26年度繰越事業の地域活性化・地域住民生活等交付金事業、いわゆる地方 創生事業のプレミアム商品券については83.02%の執行率で、補助金を商工会へ 支出済とのこと、その他京都府消費刺激・生活支援事業のプレミアム商品券や強い農 場づくり交付金事業のJA出荷場への補助金については事業は着手済であるが、数字 としての執行率には上がっていないとの説明でした。

建設事業課では、門前橋かけかえ・山口線や住宅建てかえ事業、災害復旧事業など を実施しているが、現在、26年度繰り越し事業を中心に行っており、27年度分の 各事業については、その後に執行予定であるとの説明でした。

以上の報告を受けて各委員からは、町道整備と観光客向けの待避所や駐車場が必要ではないのか、空き家利用の情報は地元区長へも連絡が必要ではないのか、宅内水道 工事に対する指定業者への指導はどうなっているのか、繰り越しとなっている門前橋 かけかえ工事に計画性がないのではないか、その完成はいつか、その後の祝橋のかけかえ計画はどうなっているのか、繰り越しとなっている湯船森林公園内の携帯電話のアンテナ設置工事の進捗状況の説明が不十分ではなかったか、早稲田大学に毎年、研究テーマとして湯船森林公園を取り上げてもらっているが、町としても具体的なビジョンや目標を地元に示す必要があるのではないのか等の意見・質問がありました。

それに対し町長や担当課からは、駐車場整備についてはトイレ整備も含め検討が必要である、空き家対策は大きな課題であり専門的な機構等の立ち上げも検討、門前橋は工場制作であり9月後半に現場に搬入予定で、来年2月ごろには完成の予定である、橋そのもののが特殊な工事であり、繰り越しも含め工期内で進めている、携帯電話のアンテナ設置については国庫補助金の交付決定が遅くなり、現場測量や通信会社等の関係で工事としても難しい面が出てきたため遅くなった、議会への説明不足はあったが早急に完成したい、湯船地区の振興については、家族連れでのマウンテンバイクや遊び等を盛り込んだり材木を使った産業ができないか、雇用促進協議会とともに検討していきたいとの回答でした。

午後からは、繰り越し事業である町道山口線拡幅改良工事(2工区)と町道童仙房線門前橋上部工工事、町営第5中西団地住宅建てかえ工事の現地調査を行い、その後、委員会室で平成26年度決算概要の報告を受けましたが、6月に実施した委員会調査で概略を、また、9月の決算特別委員会で詳細な説明と審議を行うことから数字報告のみとし、この日の事務調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長(畑 武志君)

続きまして、総務厚生常任委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員長 (井上武津男君)

総務厚生常任委員会報告。

本委員会は、9月2日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における平成

27年度の事業の進捗状況や平成26年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに、堀町長から、産業常任委員会所管での報告内容ではあるが、予算上、大きな事業でもあり、今後、補正予算などで議会にお世話になることから、本委員会でも説明したいとして、6月に予算補正した山の家改修事業のその後の経過と今後の取り組みについての報告がありました。

次に、平成27年度の進捗状況の説明があり、初めに、一般会計の執行状況では、 歳入14億9,029万円の調定に対し12億5,762万円の収入で、収納率が約8 4%、歳出累計額は9億1,844万円で、予算現額に対し約27%の執行となって いました。

また、繰り越し事業では、歳出累計が1億708万円で、約19%の執行となっていました。

主な課別の事業進捗状況を見ますと、初めに総務課では、平成26年度から2カ年で進めている第4次総合計画後期基本計画は、現在、策定に向けて審議中であり、町営バスの木屋線の運転については6月で運休したが、7月から新たにタクシー運賃助成事業を立ち上げ、タクシー会社に運行を委託、7月には延べ4名の利用実績があった。

また、新規事業である大学生等奨学金給付事業では、7月末現在では3名の申請があり、9月に支給を予定、後期受け付けを9月から10月にしているとのことでした。地域力推進課では、景観を生かしたまちづくり推進事業で8月24日に計画策定委員会を開催し、今後、アンケートやワークショップなどの実施により、住民から意見を聞く予定である。

携帯電話等エリア整備工事は、現在、農村振興課で担当しており、8月31日に入 札が実施された。

茶源郷和東フォト・スケッチコンテストは現在募集中で、11月の茶源郷まつりで

表彰を予定、縁側カフェプロジェクトの協力者については、7月から8月にかけて募集をしたところ、4件の応募があり、決定後、発表していきたいとのこと。

空き家改修補助と茶源郷おもてなし、人材育成観光産業創生事業は、いずれも近日 中に募集予定との説明でした。

福祉課からは、昨年度に引き続き、消費税引き上げに伴う低所得者世帯への負担軽減として臨時福祉給付金給付事業が実施され、今年度は支給額が6,000円となり、9月1日から申請受け付けが開始されている。

子育て世帯臨時特別給付金事業では6月から受け付け、8月21日現在358名の 申請があり、10月から給付を予定している。

地方創生事業として実施している英会話・保育助手については、6月1日から和東保育園に選任の保育助手を配置し、園児からは、遊びや会話を通じて外国語に親しんでいるとのこと、また、子育て応援商品券は、8月21日現在で352名の申請を受けたとの説明でした。

それに対し各委員からは次のような意見・質問がありました。

総務課関係では、海洋センタープールでの職員の健康管理やマイナンバーの町としての準備や情報管理の状況はどうか、公共車入札結果の公表や路線バス対策協議会の開催状況、定員割れしている消防団の対策などについて質問がありました。

地域力推進課関係では、町内の観光看板の管理状況や湯船森林公園の携帯電話等エリア整備工事の担当が農村振興課に移った理由は何か、和東町として日本遺産のアピールはどうしているのか、観光案内所の設計変更や協働のまちづくり補助金の概要はどのようなものか等々の質問がありました。

税住民課関係では、国民健康保険特別会計での赤字状況や不納欠損処理の多くなっている原因などについて説明が求められました。

福祉課関係では、児童クラブと小学校保護者と連携できないのか、臨時給付金の手 続の改善や工夫はしているのか、福祉医療費の高校までの拡大とインフルエンザ予防 接種の義務教育までの拡充について町の考えはどうか、介護予防の1次・2次予防事業の利用促進についてどのような手だてをしているのか等々、数多く意見や質問が出されました。

続いて、平成26年度決算の概要について説明を受けました。

平成26年度の決算額は、一般会計歳入35億7,923万円、歳出34億4,46 4万円で、実質収支9,843万円の黒字となりました。

特別会計において、6特別会計全体で歳入総額18億4,839万円、歳出総額1 8億4,854万円、実質収支は15万円の赤字となり、国民健康保険以外の特別会 計は黒字決算でした。

平成26年度の事業については、6月に開催した委員会で決算見込みの詳細説明を 受けましたので、本委員会では係数の確認にとどめ、事業効果などは決算特別委員会 で集中審議することにいたしました。

このほか当日は、緑泉コースとして観光整備を進めている白栖長井地区の弥勒磨崖 仏周辺を視察し、町長や地域力推進課長から、全体計画や今後の取り組みについて説 明を受け、現地調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長(畑 武志君)

続いて、一部事務組合議会広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽中部消防組合議会、吉田哲也議員。

○相楽中部消防組合議会(吉田哲也君)

第2回相楽中部消防組合議会臨時会について報告いたします。

臨時会は、平成27年7月23日、相楽中部消防組合消防本部で開催され、初めに、管理者の河井木津川市長から、南山城村で再選された手仲村長が引き続き副管理者に 就任されたことが報告されました。

続いて、今回の付議案件である平成27年度相楽中部消防組合一般会計補正予算

(第2号)が審議されました。これはことし5月28日に日本損害保険協会から救急自動車の寄贈があり、それに伴い、高度救急処理用資材806万3,000円と車両の艤装整備の経費849万2,000円が必要となることから、合計1,655万5,000円を予算補正するものです。

寄贈された救急車は更新を計画していた山城出張所に配備されることから、今回の 補正増額分の財源は起債と木津川市の負担で賄われることになります。

説明を受けた後、質疑が行われ、採決の結果、全員賛成で可決されました。 以上で、報告といたします。

○議長(畑 武志君)

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、竹内きみ代議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会(竹内きみ代君)

それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

平成27年8月19日午後1時30分から、京都府国民健康保険団体連合会第1会議室において、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員による全員協議会が開催されました。

内容として、初めに、広域連合議会議員の紹介があり、その後、議会運営について 協議したほか、議案内容の事前説明がありました。

続いて、8月28日午後1時30分から同会議室において、京都府後期高齢者医療 広域連合議会平成27年第2回定例会が開催されました。

最初に、議長不在のため議長選挙が行われ、京都市の繁 隆夫氏が選任されました。 その後、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定等が決まりました。

続いて、議案第9号から同意第5号まで栗山広域連合長から説明がありました。

同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について提案され、 岡嶋修司氏が選任同意されました。

次に、3名の議員から一般質問が行われました。

議案第9号、平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)では、補正額14億6,856万8,000円が補正され、総額3,199億4,703万1,000円となり、全員賛成で可決されました。

認定第1号、平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入決算総額27億475万5,000円、歳出決算総額26億4,934万1,000円、収支差額5,541万円の黒字となっており、賛成者多数で認定されました。

認定第2号、平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定については、歳入決算総額3,258億8,605万9,000円、 歳出決算総額3,092億3,026万円で、収支差額額166億5,579万円の黒 字となっており、賛成者多数で認定されました。

議案第10号、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定については、番号法の施行に伴って必要な定義の追加等をするものであり、 賛成者多数で可決されました。

議案第11号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、東日本大震災に被災した被保険者に対する保険料減免に関し、平成27年度分についても引き続き国の財政措置が講じられることとなったことから、保険料減免の特例の適用期間を延長するもので、全員賛成で可決されました。

次に、承認第1号、専決処分については、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決されました。

同意第4号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、宇治市議会議員の荻原豊久氏を選任同意されました。

同意第5号、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任については、京

丹後市の上川惇逸氏を選任同意されました。

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 については、京都市選挙管理委員会委員長の松原信廣氏が選任されました。

以上、報告といたします。

○議長(畑 武志君)

続きまして、京都府地方税機構広域連合議会、岡田泰正議員。

○京都府地方税機構広域連合議会 (岡田泰正君)

京都地方税機構議会定例会について報告いたします。

平成27年8月京都地方税機構議会定例会は、平成27年8月2日午後1時より全 員協議会終了後午後1時30分より本会議が平安ホテル会議室にて開催されました。

開会宣言の後、税機構の議員の移動報告並びに議席指定の報告がありました。

議事日程に基づき議長選挙が行われ、指名推薦により田中英夫府議が当選をされま した。

次に、平成27年7月から5月執行分の例月出納検査の結果報告がありました。

また、日程第4「第3号議案」副広域連合長1名が欠員のため、副広域連合長の選任について同意を求める件では、木津川市長の河合規子氏が選任され、直ちに就任をされました。

日程第5「第1号議案及び第2号議案」について広域連合長より説明がありました。 第1号議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例制定の件」は、マイナンバー法が平成27年10月5日から施行されるに当たり、マイナンバーを含む個人情報を保有する場合に必要とされる特定個人情報保護評価書の点検期間の設置やマイナンバーを含んだ個人情報の収集や利用等の厳格化などについて、法律で地方公共団体に必要な措置を講じることとされていることから、これらの事項について条例を制定するものであります。

第2号議案「平成26年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する

件」については、歳入総額24億6,576万円、歳出総額24億6,480万円となり、実質収支額は96万円の黒字となりました。

徴収実績では、平成26年度に移管を受けた226億6,100万円(現年課税分101億1,900万円、滞納繰越分125億4,200万円)に対して106億6,000万円を収納し、収納率は現年課税分1.6ポイント、滞納繰り越し分0.1ポイント、合計で1.3ポイント前期比で向上した結果、収納率は47%になりました。また、未納額も大幅な減少となったとの説明の後、日程第7で議案2件を一括議題とし、質疑討論の後、第1号議案、第2号議案は、ともに賛成者多数で可決されました。なお、一般質問者は4名の委員がされました。

全ての議事日程を終了し、閉会宣告により閉会をいたしました。 以上で報告を終わります。

○議長(畑 武志君)

続きまして、相楽東部広域連合議会、岡本正意議員。

〇相楽東部広域連合議会 (岡本正意君)

去る7月14日、和東町議会議場におきまして開催されました相楽東部広域連合議会第2回定例会の報告をいたします。

会期の決定、閉会中の委員会調査報告の後、一般質問が行われ、笠置町の瀧口一弥議員は、東部連合内の3図書室の運営状況、書架の固定等安全対策や備品類の整備、今後の方向性について、南山城村の橋本洋一議員は教科書採択、教室へのクーラー設置、人口減の抑制策などについて、和東町の岡本正意議員は教育費の無償化・負担軽減、図書事業の充実についてそれぞれ質問されました。

議案審議では、まず議案第4号、平成27年度相楽東部広域連合一般会計補正予算 (第1号)が提案され、審議の上、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第5号、物品購入契約の契約の締結の件について。

平成27年度コンピュータ教室整備事業として契約金額4,428万円、契約の相

手方、株式会社ライオン事務器等が提案されました。この事業は、相楽東部連合管内 の小中学校のコンピュータ教室に教師用、児童用のコンピュータを初め関連する器材 等の整備を行うものです。審議・採決の結果、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第6号、物品購入契約の締結については、和東小学校のスクールバス 入れかえに伴う公用車の購入を内容とし、契約金額は1,242万円、契約の相手方 は株式会社あづまモータースとの提案があり、審議・採決の結果、全員賛成で可決さ れました。

以上で、報告といたします。

○議長(畑 武志君)

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

なお、答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、小西 啓議員。

○8番(小西 啓君)

議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

通告にのっとり、行政には有害駆除の件に関して、第1に町民の方々からどのような連絡方法が来ているか、2番目にサルの、シカの、イノシシの被害状況でございます。3番目に追い払い隊の結成の件に関して、この3点で質問させていただきます。

有害駆除の件の質問でございますので、全体的にも質問させていただきますので、 答弁のほう、よろしくお願いいたします。

まず、有害駆除。

私、大体34、5年、有害駆除に従事し、猟友会になってから34年か35年、有

害駆除の従事しておりますが、最初のころはまだ若く、先輩の後を継いで有害駆除に 従事しておりましたが、年もとってまいりまして、先頭に立って有害駆除をやってい るわけでございますが、若いころはイノシシの被害が多く、そして次、シカになりま して、次にサルが非常に多く出没し、農作物に被害を与えているということで、有害 駆除の鉄砲を持っている隊員の出動回数が非常にふえております。

そしてまた、私たち有害駆除に従事し鉄砲を持っている者は銃刀法にのっとり従事 しているわけですので、町民の方々のご希望に沿いかねないことも多々あります。そ の辺をご理解いただいて有害駆除の従事をしているんですけど、なかなかそういうわ けにもいかず、難しい状況に至っているわけでございます。

有害駆除は、サル、イノシシ、シカ、本当にこの三つがいなくならない限り、永遠 の課題だと思っております。

まず、シシの数を減らす、シカの数を減らす、サルの数を減らす、これは個体数を減らすということです。これに対して京都府、国がどのような対策を講じているか、 そして、町がどのようにそれに乗っていって個体数を調整し少なくしていくかという ことに尽きると思うんです。それには町民の方にご理解をいただかないと、なかなか 前に進むことではありません。

皆さんもご承知のように、動物愛護の方もたくさんいらっしゃいます。そしてまた、本当にサルの被害、シカの被害、イノシシの被害に遭われた方は、本当に1匹でもいなくなるほうを願っておられます。その辺のバランスをどういうふうにとるか、非常に難しいと思っております。

まず、そういうようなことに関しまして、順番にサルが出た場合、イノシシが出た場合、シカが出た場合の町民の方々からの連絡方法はどのようになっているのか、これをまず1点お聞きしたいと思っております。

次に、被害の状況でございます。

そこのサル、イノシシ、シカの出没に関して、農作物に関しての被害、そして家屋

に対しての被害も出ているはずです。それの報告、そして金額換算にしたらどのよう な額になっているか、このこともわかっている限り報告していただきたいと思います。 次に、追い払い隊の件でございます。

追い払い隊は、私、6月の議会で申し上げたとおり、「どうですか、やりますか、 皆さん」て言いましたが、これは非常に難しい問題でもあります。

まず、追い払い隊が他の市町村でやっておられるか、全国的にどのような状況でやっておられるか、これは私が通告した時点で担当の課長は京都府並びに国のほうに問い合わせをしているはずですから、わかっているはずだと思います。その辺のことも報告していただきたいと思います。

まず、この3点を中心に、自席に帰ってからも再度質問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま小西議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、小西議員も質問の中で申されておりましたですが、非常に住民の皆様方、 そして、これまでいろいろとご苦労いただいております猟友会等の皆さん方には大変 お世話になっているわけであります。

しかしながら、この問題は非常に改善されたじゃなしに、非常に厳しく、また動物 そのものも個体数というんですけども、ふえてきている状況にあります。

この間、町としてとってまいりましたのは、まず猟友会、それぞれの組織、区も含めてなんですけども、お世話になっている面があります。また、地元の住民の皆さん 方が自分で守るということから、囲い等のそうしたできる限りのご支援をさせていた だきながら今やっているところであります。

また、時にはですね、ボランティアとして、ある地域では犬をもって追い払っていただいておるという住民の方にもお世話になっているわけでありまして、非常に大変だというのは今も認識しているところであります。

まず、ある区では、秋になるものとか、家になるものを全部とろうやないかという、 区民挙げて取り組まれたところがあります。これは一定成果をおさめておられると。 しかし、最近ではまた個体数がふえてきたので、また徐々に出没してきていると、こ ういうことであります。

これらの動きとしては、これはさきにイノシシ、シカ、サルという話をされましたが、サルというのは、これは日本の保護動物というところになっておりまして、非常に難しいものと。先ほど愛護団体の話もありましたですが、非常に難しいところがありますので、我々は個体調整をするという取り組みをしてまいりました。

これは和東町にはサルの群団が、和東A群、和東B群、こういった二つの組織、今ではもう一つプラスアルファの群団があるだろうと、このように言われているわけでありまして、早くからこういった問題についての固定数調査については広域で、時には宇治田原町とともにやる、時には木津川市とともに取り組んでまいりました。また、ことしも京都府のほうで個体数調査もあります。

また、過日はですね、出没状況についての期間を決めて把握をしようということで、 各区長さんのお手を煩わしたと、こういう状況になっております。

あわせて、和東町におきましても、府の事業や国の事業やと言うている場合じゃないやないかということでよくお叱りがあります。そういうときに、やはり和東町としても何らとっていかなきゃならないという考えのもとに、今回も補正をお願いすると、こういうことにいたしております。

いずれにいたしましても、これは私どももどの手が有効な手段かと。例えば、役場のほうへ、朝が早いわけです、出没、サルに関しては。そしたら電話がかかってきま

す。電話がかかってきますと役場の職員が行きます。行ってやることは何かというたら、花火でぽんぽんと打つだけであって、そんなことやったら我々だけでもできるやないかと、こういうことでおしかりも受けるわけなんです。

先ほど猟友会も会員もされておりますので、小西議員は銃刀法の問題を言われていました。銃刀法についたら全てできるのかと、そうじゃないです。住宅地内で撃ちますと警察に逮捕されると、こういう状況に非常にあるわけで、やっぱり限られたとこしか打てないわけです。だから今、非常に効果的なのは、黄色い服を着ていただいていると。これは小西議員とほかのときにもお話を聞いておったんですが、こうして何も持ってない。わしの顔を見ただけで逃げていくねやと、こういう状況にあるのかなと、こういうふうに思っているところであります。

いずれにしても、地域が地域の住民で守っていただくということとあわせて我々も それを支援していく。そして何がいいかということを考えていかなきゃならない。

今回、補正の中でも一部議論もいただくわけなんですが、そういう方向で取り組んでいくことが大事だろうと思っております。

最近ではこれは非常にバランスの問題が崩れておりまして、これは全てバランスだと思っております。そういう意味で、住民の住宅地にも来るんですが、相当数もふえてまいりました。この辺のところを京都府と連携して、この根本的なところの調査を踏まえて取り組んでいくというのが今後の課題だと思っております。

もう一つはきょうの質問、あと具体的にですね、出没の連絡は具体的にどうするねやとか、被害状況はどんだけあんねやとか、また、前にもご質問いただいておりますように、追い払い隊の結成についてはどのように考えているのか、こういうことなんですね。

先進地で一番有効なのは、追い払い隊を結成して追い払っておられた。いわゆる山のほうまで追い払っているというのが非常にご苦労いただいている例が、いわゆる成功例というふうに私も聞いておりますが、今、小西議員の質問にもありましたように、

それはそれなりにいろいろな問題点あろうかということで、今、所管のほうではですね、そういったものも含めながら、やっぱり和東町で可能か可能でないか。もし可能であるとするならば、やはり地元住民の皆さんにご協力をいただかなきゃならないと、こういった課題もあるわけなんですが、いずれにいたしましても、取り組める方向というのは何らかいう具体策を検討しながら、できる限りのことについてやっぱりやっていかないと、これは今、住民の皆さん方が大変ご苦労いただいているというのは重々承知でありますので、そういう観点から我々も今後取り組んでまいりたいと、このように思っているところであります。

先ほど言いましたように、三つの具体的な数を含めてご質問をいただいております ので、私のほうからこうした総括的な答弁とさせていただきまして、あとは所管課長 のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

北農村振興課長。

○農村振興課長(北 淳司君)

それでは、小西議員の一般質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど町長の答弁にありましたように、総括的なことにつきましては町長のほうが 答弁させていただきました。私からは、1番の町民からの猿の出没連絡について、それと2番の猿、鹿、猪の被害状況について、そして3番の猿の追い払い隊の結成について答弁させていただきます。

まず、最初に、町民からの猿の出没連絡についてということでございます。

まず、住民の方から役場のほうに、どこどこに今、サルが出ているという一報が入ってきます。連絡があった後につきましては、役場のほうからまた猟友会の支部長及び副支部長に連絡し、現地に出動していただいております。

また、猟友会の連絡と同時に農村振興課の職員も出動し、先ほど言われました花火

等により追い払いを実施しているところでございます。

しかし、到達したときにはサルが別のところへ移動しており、また人家の近くにては、先ほどお話がありました猟銃の発砲等はできないことから、またサルにつきましても花火等に相当なれてきた状態で、その中でも個体によってはちょっと威嚇する姿勢を示す個体等も現在あらわれている状況でございます。対応につきましては苦慮しているところでございます。

続きまして、2番でございます。猿、鹿、猪の被害状況についてでございます。

平成26年度の有害鳥獣による農作物の被害金額は、イノシシが約250万円、サルが約1,200万円、鹿が約80万円、あとは鳥等につきましては60万円となっております。

被害面積は約8~クタールで、主な被害作物は、水稲が4.4~クタール、野菜類では約1.7~クタールとなっております。

ただし、これはあくまでも町が把握している範囲の被害でありますので、また被害対象も農作物のみであり、イノシシによるあぜ等の掘り起こし、またサルによる瓦や雨戸湯の家屋等の被害、シカによる花とか木の食害被害は計上されておりません。

続きまして、3番のサルの追い払い隊の結成についてでございます。

サルの追い払いにつきましては、町民の方に追い払い隊結成することは非常に難しい状況でございます。現在、本町の追い込み隊の体制は猟友会に依頼し、出動していただいておりますが、なかなか本業もある中で常時対応というのは困難であり、また先ほど言いました人家等では猟銃による威嚇もできず、苦慮しているところでございます。

職員につきましても、先ほどお話ししました花火等で実施してますが、農村振興課 の職員だけではなかなかできないという、苦慮しているところでございます。

それと、近隣の実態でございます。

木津川市さんでございますが、木津川市さんにつきましては、一定、サルの捕獲等

もしていただき、和束の群れがそちらに行くときに捕獲していただいているということでございます。

サルの場合ですけども、サルが出たときには猟友会に連絡し、現地に出動依頼し、 連絡がつかない場合については市の職員が現場に行くという体制でございます。

それと、イノシシの場合ですけども、イノシシが出た場合につきましては、市の職員と猟友会と一緒に出動するということを聞いております。

笠置町でございます。

サルの場合につきましては、特に今、そういう連絡等はないが、来庁のつどにより 目撃報告がある程度ということでございます。シカ、イノシシの場合につきましては、 現場を確認し、猟友会にわな等も設置をしていただき、捕獲をしているということで ございます。

それと、南山城村でございます。

サルの場合につきましても、余り連絡が入ってこないということで、行政では特に対策は今してないと。ただ、シカとかイノシシの場合につきましては、猟友会に連絡し、箱わなを設置してもらい、捕獲しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

8番、小西 啓議員。

○8番(小西 啓君)

今、町長並びに担当の課長から答弁いただきまして、よくわかった状態でございます。

まず、1番目の町民の方々のサルの出没に関しては、私、7月と8月、この直近の 2カ月の連絡がよく来たのは、7月は22、23、24日、8月は4日、5日、6日、 12、13、14、15、25、26、27、この3回にわたりまして非常に連絡が 来ました。町のほうからも来ましたが、直接、私のほうの携帯電話に電話がかかって くる事態もあります。そうして対処しているわけですが、何分、皆さん、仕事も持っておられますので、常に従事できるのは4名ぐらいです。

今、猟友会で鉄砲を持っているのは10名近くいますが、そういうような状態ですので、皆さんの期待に沿えるということも余りできないような状態ですが、連絡があった場合は、できる限り出ております。そしてまた、町のほうにも連絡もあり、そして個人的に連絡されて重複もしているかもわかりませんが、そのような状態ですので、まず、月のうち7月、8月は大体よく毎年例年出ております。

ちょうどそのころ、山のほうのなり物がなるのか知りませんが、8月は農作物がちょうどナスビ、キュウリ、いろんなものがトウモロコシ、そしてトマト、いろんなものがあるから、その時期にまた集中しているかもわかりません。

そして、サルが出てきて、家屋の被害というのは、農村課長のほうには連絡が来てないみたいな状況ですね。ということは、報告がなかったし、また私もこの4月の統一選挙の前に、前の階段を一回掃除しておかないとだめだわと思ってやっておりまして、そして、ごみを持って上がって、屋根を見たら、屋根がわらがザクロみたいにばらばらばらとされておりまして、サルも私には敵意を持って、また仕返しに、いないときに来て、瓦をやってもうたんだなと思いながらしたんですけれど、瓦屋さんに来てもらって10枚近く補修をしまして、金額もかかわったわけですが、そういうような報告は私も町のほうにはしておりませんし、また町民の方々もそういうような方がたくさんいらっしゃると思いますが、そういうような報告もこれからはしていただき、どのぐらいの家屋にも被害があるかということも調査していただきたいと思っております。

それと、このごろ林業が廃れると言ったら悪いですが、植林をされるということがないので、昔は植林されたら若い植林の苗をシカが昔は食べてたはずです。その報告もこのごろ植林をされないから、報告が来てないという点もありますので、その辺、一度また調べ直して、そしてまた報告いただけるようにお願いしたいと思っておりま

す。

それと、サルのA群、B群の数は4年前、京都府の依頼で猟友会が半導の無線機を持ちまして、サルに無線機をつけておりますから、それの無線機を受け、和東町全体でずっと追跡調査しました。その無線機が鳴っているところには大体この辺にいるなということで、だーっと行くんですけれど、本当の山の上で鳴っている場合がありますし、そして、非常にぴっぴっと本当に微量な電波しか届かないところもあります。そして、まちの中に来た場合には、本当にばっぱっぱっと大きい音で反応するんですが、その反応をするときには、まちの中でしたら、人家の近くでは鉄砲を持って対応できないですが、山の中でしたら何とかななって対応しているんですけれど、サルが年齢も大きくなり、そしてつけてある電波の状態があります、電池の状態、それでこのごろ京都府からの電波の無線の依頼がないので、多分、寿命が来たと感じております。サルが今度捕獲された場合は、雌のサルに無線機をつけてまた離して、そして群れに戻して、その群れを監視するという対策もとっていかないとだめだと思っております。そうしないと個体は把握できないと思います。

そして、サルが一方に数が多くなったら必ず分裂しているはずです。大体のサルの群れというのは、出会ったら4、50頭ぐらいが一つのグループぐらいかなと思っているんですが、50といったらすごい数です。皆さん、50見たら大体100近くに見られますから、大体50ぐらいだと思うんですけれど、200何ぼぐらいの個体があるということは、多分五つか六つぐらいに分裂していると思います。そのような感じでサルは行動していると思います。200以上のグループで行動するということはまずあり得ないと思っております。

それともう1点、和東A群、B群という二つだけに今は識別されておりますが湯船の場合ですと、滋賀県の杉山のほうから今、サルが来ております、奥山のほうに。奥山には和東のサルの群れは来ておりませんでした。在所の中にはサルのA群かB群かどちらか来ておりましたけれど、奥山地区には和東町のサルのA群、B群は来ており

ませんでした。今、来ているのは滋賀県の杉山のほうからこちらに越境して来ております。そして今、湯船区のほうでカボチャ、サツマイモ、ジャガイモ、そういうようなものをつくって農作物の無農薬をどのようにしたらいいかということを湯船はやっておりますが、そこにサルがつきまして、この8月12日に一斉に一度やっていただく皆さん、隊員に連絡しまして、皆さんに来ていただいてやったんですが、その日は出てごず、14日の日に出てきました。

それで、見ておりますと、大体、パターンは10日から1週間のパターンで、なっているところに来ております。そういうようなパターンもありますので、サルの行動をよくつかまえて、そして個体数を調整する。そして、どうすればいいかということも考えていかないとだめだと思っておりますが、その辺、担当の課長、これは難しい。ああいうような動物ですので、私も、パターンが1週間から10日ぐらいの間隔でありますわと言うたって、3日後に来るか、きょうまた来て、あしたも来るかもわかりません。だから、よくわからないんですけれど、これからどのような対策をとっていったらいいか、京都府との打ち合わせて答えを出していただかないとだめなんですが、どのような考え方をされておられますか。

○議長(畑 武志君)

北農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(北 淳司君)

はい、お答えします。

今、小西議員の質問の中で家屋等の被害も相当出ているということで、農村振興課のほうでは家屋の被害状況というのは把握しておりませんので、今後、家屋等の被害の調査も行いたいと。

それとまた、植林ですけども、近年、植林は余りされてないということですけども、 生産森林組合等のほうにもちょっとご協力いただき、そちらの被害の把握にも努めた いと、かように考えております。 それと、個体ですけども、湯船、原山、宇治田原を迂回する和東のA群というのは、今現在、私がつかんでいる数字というのは35頭程度ということで、東和東、中和東、西和東、木津川市と、笠置も一部回っているB群と言われているのが280頭ということでございます。その280頭というのは、先ほど小西議員がお話ありましたように、相当大きい群れで、この群れにつきましても、ひょっとしたらC群になっている可能性も多々あると思います。

このような調査につきましては、この間ですけども、区長連絡会のほうで区長さんを通じてサルの出没の情報をいただきたいということで、京都府のほうからその調査依頼がありました。これにつきましては和東町だけじゃなしに京都府下全域ということで、隣の宇治田原町さん、井手町さんのほうにも同じような調査をしていただくということで、そのサルがどこに出没して、どれぐらいの頭数かというのを京都府は把握をしたいということでございます。

もうそうなってきますと、この間ちょっと井手町さんのほうでも、出ないんですけども、サルが出てきたということで、柿の被害が出てきたということで、井手町さんのほうも対処のほうをちょっと苦慮されているところでございます。和東のB群がそちらのほうに回っている可能性もございます。そこら辺で、今度は京都府を通じて広域的な個体調整というのも、今後、京都府さんでお願いしていきたいと、かように考えております。

○議長(畑 武志君)

8番、小西 啓議員。

○8番(小西 啓君)

今の報告で1点、一斉のサルのおりを前もつくっておられ、そして一番最初にできたのは京都府の指導で宇治田原がされて、そしてまた一定の効果を上げられた。上げられてきたんですけれど、もう少し上がるときになって、住民の方から、そこで余りやっていただいたら、余りやると設置する場所がなく、そしてまた、できなくなる状

態になりますので、やるときにはどのように設置するところの方に協力を得られるかということもよく考えていただきやっていただかないとだめだと思っております。

そして、和東町でも一度やられて、私も見てますが、余り大きくないといったらちょっとあれですが、中途半端な大きさで、入る頭数も限られてくるのかと思って。あれ一つや二つとるんなら、三つぐらいとるんならちょうどいいんですけれど、五つ、六つ、10近くの数になってくるとちょっと無理な感じもしますので、その辺ちょっと考え、費用の面もありますが、しっかりと検討していただきたいと思います。

それと、先ほども言いましたが、サルをつかまえて、そして雌のサルで今度、大人のサルじゃなくて、これから大きくなる雌、そして無線をつけて、そしてまた離して群れに帰って、そしてそれを追跡調査するというようなしていただきたいと思ってます。そしたら、大体、サルがどの辺の周辺でどのような電波を発信しますので、町民の方にも電波を持っていただき、そしていち早く、ぼちぼち来ているなと思ったら、そこで待ち構えてサルの対策をするというような感じでやっていったらいいと思っておりますが、課長、この辺の私の個人的な意見ですが、どう思っておられますか。どういうふうにまた考えておられますか。その二つだけでまず答えていただきたいと思います。

○議長(畑 武志君)

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(北 淳司君)

はい、お答えします。

特にB群ですけども、ここにつきましては頭数がふえておるということで、一定、 個体調整等も現在考えているところでございます。

個体調整といいましても、当然、専門家ですけども、そういう専門家の業者さんが おられます。そこら辺に一回相談し、今後、それの実施に向けて検討していきたいと 考えております。 その中で、一定、個体調整をする中で、一定のムレですけども、今後の出没等もあ すので、そこら辺につきましては、また発信機等もつけて今後の観測に努めたいと思 います。

○議長(畑 武志君)

8番、小西議員。

○8番(小西 啓君)

そしたら、1番目の出没の関係はこれで終わらせていただき、次、2番目の猿、鹿、猪の被害の状況です。

細かく数字的に、金銭的にも、お金の額的、面積的にも報告をいただきましたが、 私、まだ町民の方も、もうこんなん、邪魔くさいから報告せんでもええわというよう な方もたくさん私、いらっしゃると思います。そしてまた、せっかくつくったと思っ ている方もたくさんいらっしゃいますから、これからは細かく一度また把握していた だき、そして被害状況を把握していただきたいと思います。

町長も総括的なことで頂戴いたしましたが、私手前で悪いんですが、湯船の場合は柿の木を全部切ってしまいました。ということは、昔は渋柿でもつるし柿にされたりいろんなことをされて利用されていたんですが、今はもうされなくて、そのままなったまま置いておかれます。そしたら、秋になったら必ず熟してきます。そしたら、それをねらってサルが必ず出没します。ですから、またほかの区でも、この柿の木要らないんだということになってきたら、町のほうからもやはり補助なり考えて、そして柿の木を伐採するとか、そういうようなことを考えていただくような対策も講じてもらいたいと思います。

まず、10月の柿のなる時期は湯船には全然来ませんから。うちも植えてもうぼちぼちなり始めてきた木も率先して私も切らせていただきました。ですから、そういう方の申し出があった場合には、やはりなってとられる柿の木を切ってくれというのは、私はそれはだめだと思いますけれども、とらないでそのままほっとかれる渋柿の木と

かいろんなもんがあれば、やはり切っていただく。そして、食べるものがなかったら サルは絶対来ないと思います、来てもとるものがないんですから。その辺の状況もつ くっていくということも考えていかないとだめだと思っていますが、その辺、今度、 区長さん方の会議があったときには、一度、町のほうからお願いという感じでしてい ただけるような考え方があるかないか、課長、どうですか。

○議長(畑 武志君)

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(北 淳司君)

はい、お答えします。

湯船区のほうでは、以前、そういう柿の木ですけども、切っていただいたという経 過があります。当然、この秋になってくる柿がなってサルがそこに来るという習性が つきますと、またそこに被害が及ぶということで、区長さんなり、また営農組合さん の会議の中でそのようなご協力ということで今後進めてまいりたいと、かように考え ております。

○議長(畑 武志君)

8番、小西議員。

○8番(小西 啓君)

それでは、2番目の質問も終わらせていただきたいと思います。

まず、被害の状況はこれからも詳しく把握していただくようにお願いいたします。

3番目のサルの追い払い隊の結成に関して、6月議会に議員の方の質問がありまして、すぐ私、反応させていただきまして、いろんなことを言わせていただき、提言もさせていただきました。なかなか難しい追い払い隊のことです。なかなかできるものではございません。本当に皆さん、職業を持っておられます。その方々に対してサルが来たから追い払ってくれ。そして頼みますということを言ってもなかなかできません。それと、専従にしてつくってやろうとしたって、いつ出てくるかわからないもの

にどうして構えて待っているんですか。それだから本当に非常に難しいんです。でも、サルの追い払い隊やればいいんじゃないかと言うは簡単です。まず、言うんでしたら実践あるのみなんです。議場や委員会室でこういうようなものをやったらええやないか、こういうようなものをやったらええやないかと言わないで、表に出て、畑に出て、山に出て、サルが出てきたら追い払いすればいいじゃないですか。言うは正しいんですよ。実践あるのみです。私はそういうつもりで6月議会に言わせていただきました。今回もそういうようなつもりで言わせていただくつもりでございます。

まず、3番目の追い払い隊の結成については、課長が全国的にこういうようなことをやっているかやってないか、サルの北限は青森の雪の降る下北半島でサルが出ます。 そこまでは全国津々浦々どこまでもサルはいると思います。どういうような感じになっているか、調べた結果を課長に報告していただきたいと思います。

○議長(畑 武志君)

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(北 淳司君)

はい、お答えします。

全国的な組織の状況いうことで、京都府さんのほうに連絡をとりましたら、京都府 さんではそういうのは把握してないということで、専従で置かれてやっているという ところが現在のところ、京都府もわからないということでございます。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

8番、小西議員。

○8番(小西 啓君)

京都府にも問い合わせし、いろんなことをしたら、そういうような追い払い隊を結成してやっているところはないということですから、まずなかなか難しいということです。

議会のほうも有害対策の取り組みについてといって、平成20年11月7日の日に 視察に行っておられます、島根県の川本町に。そして、23年11月8日に長野県の 大町市にモンキードッグの関係で視察に行っておられます。でも、行っておられても、 先進地に必ず行っておられるはずです、議会のことですから、調べて調べて、 どのように和東町にも合ったことがあれば取り入れて、それをやりたいと。やってい かないとだめだということをやはり議会は町民の方々に選ばれて、そして町民のため に尽くすんですから、そのための議会議員ですから。多分、議員の皆さんもそこに視 察に行かれていろんな勉強をされてきたはずです。でも、和東町にマッチした、そし てまたそこで本当に成功されているか、やはり皆さん、吟味されているはずです。そ ういう報告も私も議会の中でも受けてました。そして、それをやっていこうというこ ともなかなかならないということは、議会の中で考えた結果、これはなかなか難しい という結論に達していると思っております。

ですから、有害駆除の件に関して、先進地に行ってどのような勉強をされてきて、 どのようなことを見てこられても、なかなかそれが和東町に当てはまるということは まずありません。まず、これは無理だと思っております。

ですが、先ほど言いましたように、言うは易しいんです。まず、行動に移しましょうということを私は言っているんです。これだけ言ったら議長もまた今度また議運のほうにかけて皆さんと検討されると思いますが、一度、和束ではどのようなことをしたらいいかということをよく考えていただくと思っております。

難しいです。有害駆除の件に関してはそんな簡単じゃありません。それでも町民の 方は大半の方が、本当にサル、イノシシ、シカには困っておられます。真剣になって 町民に選ばれた10人がここにいるんですから、10人の皆さん、考えて行動したい と思います。

これだけ言わせていただいたんですから、町民のために一生懸命やるのが議会議員ですから、どのような結論が出るか知りませんが、期待して待っていてもいいと思い

ますが、まずいい結果が出ると思います。一度、皆さんで議論して、そして有害対策 に取り組んでいこうと思っておりますから、町長のほうも議会議員の考え方というの を一度またごらんになっていただいて、私たち議員は行動するんですから、それに期 待をいただきたいと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。何か町長、どうぞ。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま小西議員からご質問いただきました。非常に大事なお話をいただいております。それは何かというたら、こんだけ住民も困っておられる内容であり、今までから何年かかってもなかなか成果というのが出てこない。そして、大きな和東町の行政の問題となっております。そうしたときに、今、小西議員が言われたけど、私、住民と協働して取り組まなきゃならんと。当然のことです。それとあわせて、今も議会議員も一緒になって行動してともにやるという、非常に力強い内容でご質問いただきました。まさに有害鳥獣等の駆除は和東町にとって大きな課題であります。

特に、A群、B群といいますのは、これは京都府下でも一番多い群団であろうというふうに思っております。私どものほうも何とかしなきゃならないということで、先ほどありましたように、先進地を視察にも行きましたし、京都府と行動をとっていると思われます。いわゆるなかなか今のICTというんですか、そういう関係の中でやっておられるところもあるわけなんですが、それまでなかなか取り組めない。

いわゆる先ほど言われましたように、サルに電波を取りつけて、そしてスマホで全部ぱっと出てきよると。そうなったらどこに出てきてもすぐわかるから、その事前に対応するとかいうとこもあるというように。そこへ私どもも府と一緒に視察に行っております。それが和東町にすぐ当てはまるかというのは、先ほど言ったように、非常に難しい問題もたくさんある。

しかし、これからは、今、言われましたように、住民の皆さん、そして行政、そして議会、これは一致協力して、先ほど行動あるのみということですけども、本当に結果を出せるようにお願いしたいと思います。

この補正にはですね、ご審議いただくのは町の単費でもって1,000万円近くの予算も計上する予定であります。単費で1,000万円というのは大きいわけです。 この辺の思いを組んでいただきまして、どうかそういった中で十分その予算の金額を棒に振らないためにも、知恵、またご協力、またご尽力をいただきますことをお願いして、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(畑 武志君)

これにて、小西 啓議員の質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ただいまから11時5分まで休憩いたします。

休憩(午前10時57分~午前11時05分)

○議長(畑 武志君)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、村山一彦議員。

○3番(村山一彦君)

議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきたい と思います。

しかし、何分始めてなもんですので、不手際な点が多々あろうかと思いますが、そ の点はご容赦のほどよろしくお願いいたします。

和東住民念願の犬打峠のトンネル化については、住民の方々、先輩議員、和東町長、 いろいろな方たちの尽力のおかげもあり、実現の方向に着々と進んでいると聞いてお ります。

振興局において、町債が計上されたと聞いております。和東町の発展を阻害してき

たのは、貧弱な道路網が一因だと考えます。近い将来宇治田原町を新名神が通ります。 インターチェンジの設置計画もあり、トンネルが開通すれば和東町まで10分で来られます。利便性が飛躍的に向上しますが、和東町においてはトンネル開通以後どのような構想をお持ちか、町長にお伺いしたいと思います。

次に、和東町においては、現在、都市計画法が定められておりませんが、乱開発を 防ぐため将来計画を確実にするためにも都市計画法が必要だと考えますが、町のお考 えを伺いたいと思います。

そして、和東町第4次総合計画にも明記されておりますが、南北交流軸府道宇治木 屋線の強化とあります。この機をとらえ、国道163号線までの道路整備を進めるべ きだと考えますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、今、地球は温暖化が進み、気象条件も一昔前に比べると大きく変わってきております。台風が発生すると大型ばかり、ゲリラ豪雨も頻発しています。一昨年には和東町も大雨により至るところで土砂崩れが起きました。和東川も氾濫するところでありました。

広島県において大規模な土砂崩れが起き、たくさんの人が犠牲になられたことも記憶に新しいところです。周りを山に囲まれた和東町では他人事とは思われません。和東町も災害に強いまちづくりを心がけていらっしゃると思います。和東町では広域避難所として和東小学校・和東中学校のグラウンド、和東運動公園が指定されています。当園区は当然ながら和東小学校が避難場所となります。しかし、その避難道は余りにも貧弱で、高低差も大きく、非常に危険であります。避難中の2次被害も十分に考えられます。10月4日に大規模な避難訓練が実施されます。その際、高齢者の避難を心配しております。早急に改善していただきたいと要望いたします。

災害はいつ起きるかわかりません。人命第一という観点から取り組んでいただきたいと思います。この件につき町長の見解を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま村山議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきたいというように思います。

最初には、犬打峠のトンネル化を含めて、宇治木屋線の整備だろうと思っております。これについては、質問にもございましたように、現在、和東町のまちづくりは第 4次総合計画に基づいて来年度まで進めているところであります。その中にありましたように、南北交流軸ということとあわせて和東町が孤立しないまちづくり、そういう観点から、重要な路線としてこの路線は京都府に要望してきております。

現在、町行政機関で議長にもお世話になっておりますが、議会と町長、そして近隣市町村と組んで改良促進協議会を設けて長らくやっております。現在もやっておりますが、しかし、2年前からですね、いわゆる住民のそうした要望の団体が立ち上げていただきました。そして、1万から超える署名をいただきました。直接、知事に要請をさせていただくことになりました。そういう住民の大きな力をいただいて、これは大きく前進していくものと理解しております。

それは、今、ご質問にもありましたように、知事の言葉をそのまま申し上げますと、 この道路は大変重要な道路です。新名神が35年に開通すると。それで宇治田原にイ ンターができる。できれば、その時点に合わせてこの事業を進めてまいりたいと。で きればそれよりも早くしたい。これが現在、知事の答弁であります。

過日、町村会からですね、町村会の共通の要望として京都府に要請をかけさせていただきました。その中にも、ただいま知事が申された内容のそういう回答が入っておりました。現在、公式的な考えはそうであろうというように私は今しております。

それならば早くやってほしいとことで、詳しくは三つの考え方で要望に当たってきました。今、言われましたように、早いこと京都府において企画調査をやって、早い

こと設計にかかってほしいというのが今であります。そう申し上げてきたときに、正 直、おくれる要素がありました。

当初、企画調査をやって、事前の調査ですが、あったときにですね、その地域がい わゆる地すべりの対策地域にもなりました。大きく変わりまして、それを含めて検討 をし直すというのが今の段階であります。

そして、ことしから始めてもらいますのは、犬打峠のトンネル化はということですが、宇治田原に一部バイパスのところへつなぐのが狭いところがあります。これを本年度から3カ年かけてあそこの改良をつなぐと。そして、犬打峠ですると。そして、こういう一つの北側の考え方で今、要請をいたしております。

それと、木屋にかけての話ですが、木屋の中には今どういう路線をつくったらいいのかね。あれをおりていくところが非常に問題がありますから、その調査をしてくれということをしてます。だから、調査をするまで杣田地域とか、その辺のところが細いままではいかんということで、もう地元のご協力をいただけるところは優先して杣田地域内の木屋線の拡幅ですね、それをやってくれということで、これは皆さんの貴重な土地をご協力いただいたところを優先して地元の区民の皆さんの意向も受けて京都府に要請し、改良を進めているところであります。一部完成をしてまいりました。そして、あとはおりていく道の検討、これはもう少し時間がかかるのではないかと。

私は今、和東町内の住民の住宅のあるところ、そして犬打峠トンネル化、ここに向けて努力をしているところであります。まずはこれを実現さすと、こういうことであるうというように思っております。

それまでの間、163とどうつなぐのかと、こういうことですが、そちらも杣田区のほうへ抜けていくというのは、おりていくところはまだ大変。それまでの間は早いこと井平尾のあの線を広げてくれということで、本年度、あそこは完成すると、こういうことになっております。

以上、あれももう少し河川のほうへ入ってきて、河川も広げるという難工事もちょ

っとあるわけなんですが、いずれにいたしましても、これは事業の繰り越しが見込まれるかどうかは別として、京都府にはこれは早いこと完成してほしいと。いわゆる27年度をもって完成というように私は回答をいただいておるんですが、これは今やっているのは26年度の繰り越し事業の分であります。あれができ上がり28年度できると、このように思っているところであります。

宇治木屋線の犬打峠トンネル化を含めて関連した内容は以上のとおりであります。 そしたら、構想はどのように考えているのか。これは申し上げられましたように、 和東町は現在、第4次和東町総合計画を立てて、そして策定委員会をお世話になって いるところであります。これは今までも含めて、この宇治木屋線というのが非常に重 要な道路と位置づける観点は何か。安心・安全なまちづくり、そして地域づくりの活 性化、町の活性化、それは木津川右岸一帯を一体化する地域づくりの振興を図ろう。

京都府の施策でいうならお茶の京都、いわゆる回廊ですね。ぐるっと回れる回廊、 これをやろうという京都府の行政とも合致するので、こういう構想の中で和東町の第 4次総合計画を立ててまいり、京都府と一体化していきたいと思います。

それと、次、都市計画法でやればいいんじゃないかと。もし、都市計画法でやる前に都市計画法に基づく都市計画策定をやらなきゃならない。そして、それに基づく振興、都市計画税をとって実現するというのが本来あるとこなんですが、和東町の多くは、ごらんのとおりお茶のまちでありますので、農業振興地域を重点に置いております。農業振興地域を中心にして地域づくりを図ってまいりたい。そして、必要であれば、今後、都市計画としてもやっていく中では、ある意味ではトンネルを見据えてやっていかないと乱開発というのが次に待っておりますので、景観条例を制定をしていくことも大事だと。

これは農家の皆さんは心配されるんでする。いわゆる景観条例をつくったら触った らあかんの違うかということやけども、和東町の景観条例は生業景観であります。農 家が頑張っておられる姿そのものが景観であります。農家が頑張って改植されたら、 それも景観であります。農家が皆、台おろされたら、それも景観であります。だから、そういうことで農業の施策をきちっと、いわゆる収入が上がる。そして、農家が元気になられるようにその景観を守っていく。そのために国・府の補助も積極的に入れていく。そして、和東町の景観条例を守る。そういう意味で、今までの固定した景観条例のように、それを使って地域振興に努めていこうという景観条例であります。

これは過日の宇治の中でのシンポジウムの中でも明らかにされていると思いますので、そこでご確認をいただきたいと思います。

そういう意味で和東町は、都市計画法にのっとってというところは、もう少し時間 をいただきたいなと。まずは、農振計画によって元気なまちづくりをやっていきたい。 そして、お茶の京都をどう確立するかと。京都府と一体となって進めてまいりたいと 思っております。

これは1、2、3関連して、163号線までの宇治木屋線の道路整備を考えているのかということとあわせて、今、答弁させていただきました。

以上であります。

それと、第2点、いわゆる東南海地震に備えてのご質問をいただきました。

これは皆、ご質問でいただきましたように、拠点と1次避難所、2次避難所、そして拠点としたと思います。今、申されたのも拠点であります。いわゆる運動公園とか小学校とか、また中学校とかですね、ほかの今の1次避難所というと、大体多くは公民館を想定していただいたらいいと思う。この公民館が避難所としたかて、これは正直なところ、そこ自体が危ないところがあります。だから、その被害の状況とか災害の状況の発生状況から見て、ここを判断し、ここは危ないとするときには、拠点の避難命令を命令として出させていただきます。

そのときの道路はどうなんかと。当然、現在あるところの安全な道路を避難道路と 整備しておりまして、難しい道路は避難道路と整備すると二次的な被害が起こります ので、避難整備というのは非常に安全なところを想定して避難道路を整備しておりま す。そういうことを事前にわかっていただくためにも防災訓練をして、そして、その 道を通っていただこうというように思っております。

今回、10月4日に避難防災訓練を行います。これは園区、中区を中心に具体的に やらさせていただきます。そのときに避難道路を通っていただいて、十分どういうこ とかということを事前につかんでいきたいと、このように思っているところでありま す。

それとあわせて、今、言われたように、避難道路は大事やと。和東町は非常に貧弱な道路が多いねと、こういうことであります。いわゆるこれは議員の皆さん方、また区の役員さんも合わせてですね、住民の皆さん方、そして役員の皆さん方と協力しながら道路はよくしていこうと。

いわゆる大きい道路は和東町が全部買うてできますが、いわゆるそうでなところについてはですね、地元で買ってもらったりとか、また補助をつくってやるとか、道路によっては種類があります。和東町は原材料支給してお渡ししてやっていただくと。そういうことを含めて、和東町が持っている整備基準に合わせて、日ごろから皆さん方、また区の役員の方と、その区内の道路整備をきちっと計画を持って、そして住民の皆さんの用地の協力をいただいて、そして改善していこうと。だから、用地の協力は町でやれと言われたかて、補助金とってきて用地の協力がなかって返さんならんとなったらほかに迷惑にありますので、要望をいただくときには道路の用地はこんだけ拡幅できますよということを十分確認してしか次の段階には行けない。

だから、そういうことですけども、区の中でやっていただくときにはいろいろ方策 はあって、補助事業もありますし、また原材料支給もさせていただくと。道路により ますが、日ごろそうして和東町、区民、住民挙げて環境整備をやっていく。

和東町の基本は和東町だけやなしに、総合計画の基本は、住民と協働して、いい環境の地域づくりをしましょうと、そういうことですので、日ごろから避難所として危ないところについては、やっぱり努力して皆さんとともに工夫し、知恵を出し合い、

そして改善するというのが大事だと思っておりますので、そして、住民の方が一生懸命考えておられる。住民の方が汗を流しておられるときには、町行政は汗を流さんことはないと思います。住民の皆さんが一生懸命考えておられることについて、実現に向けて努力するのが町行政であろうと、このように思っております。

以上、村山議員からご質問をいただきました内容についてお答えさせていただきました。

具体的な内容については、課長から答弁させていただきます。 以上です。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

それでは、私からは、村山議員の1の犬打峠のトンネル化実現後の和東町のまちづくりのうち、②の都市計画法の策定を考えているのかについてのご質問にお答えいた します。

今、町長のほうからも答弁ございましたとおりでございますけれども、都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定されているものでございます。

都市計画区域につきましては、政令等で定める要件に該当する自治体を都道府県が 指定することとなっておるところでございます。現在、本町はその指定を受けておら ず、都市計画法に基づく計画の策定はできませんけれども、まちづくりの基本計画は 最上位計画であります総合計画によりまして、土地利用や施設整備等の方針を定めて おるところでございます。

現在、第4次総合計画の後期基本計画の策定を進めておりますけれども、犬打トン

ネル開通後を踏まえました和東町のまちづくり施策につきましては、平成33年度を 始期とする第5次総合計画で定めることとなりますので、ご理解をお願いしたいと思 います。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

建設事業課長。

○建設事業課長 (東本繁和君)

それでは、私からは、2番にございます「東南海地震に備えて、国は災害対策を強化している。和東町も、和東小学校を広域避難所に指定しているが、北側に当たる避難道は余りにも貧弱で、高低差もきつく、非常に危険である。早急に改善してもらいたい」ということにつきまして答弁させていただきます。

ご質問の和東小学校の北側に避難道があるということでございますが、そこには 2 メートル弱の農作業道がありますが、町道はございません。

また、その道路は和東小学校の裏手に行くことはできますが、和東小学校の裏側にフェンスがありまして、容易に敷地内に入ることはできませんし、有事の際に避難道として活用するには、和東町地域防災計画においても不適当な道路でございますので、現在、北部幹線を通っていただきまして府道に出ていただいて、広い道を確実に避難されることが望ましいと考えます。

また、先ほどありましたように、高齢者の方もあるということでございます。やはりそういった広い道を通っていただくということはほかの方にも目にもつきやすいということで、手助けも受けやすいということでございますので、そういった点、ご理解いただきまして、よろしくお願いいたします。

○議長(畑 武志君)

3番、村山一彦議員。

○3番(村山一彦君)

今、町長、各課長から説明はいただきました。まちづくりはお茶を通じてのまちづくりということで進めていくということは聞かせていただきました。

ところがですね、私が思っているのは、7月11日の日本経済新聞の記事なんですが、ちょっと抜粋して紹介させていただきます。

関西の自治体が物流施設の誘致を強化している。進出企業の税負担を減らす工場向けの立地促進制度の対象に物流施設を加える例が多い。関西では18日に京都縦貫自動車道が全線開業するなど高速道路網の整備が進む。これにあわせ大規模な物流施設が計画され、雇用の吸収力は工場と比べても遜色がなくなってきた。

見出しですが、「我が町を物流のハブに、変わる産業構造、誘致加速」ということで、ただ用地不足が足かせになっていると。

この地図を見てますと、京都縦貫自動車道の近辺に大型物流施設の建設が見込まれる地域、そして大津から京都、城陽、久御山ぐらいですかね、これが新名神の通るところに見込まれる地域の印もされています。当然ながら、トンネルがつきましたら、和東町もその対象になると。今、京都府は、北部の3市を物流特区にして、物流施設に限り、土地代を除いた開設費用の10%補助ということをやっておられます。

この新聞の最後のほうですが、南部では23年度に全線開通する新名神高速道路沿いの城陽市などを府北部と同様の補助対象にすることも検討するとなってます。

だから、こういう話がありましたら、物流施設でありますけども、やはり固定資産税とか法人税等の収入というものが見込まれると。だから、工業誘致、物流施設の誘致というものもやはり考えていかなくてはならないかと思います。だから、今回の質問にさせてもらった163まで通じれば、物流は飛躍的によくなるということで、そういうことも今後、お茶づくりもよろしいけども、高齢者もふえてきたら、なかなか景観を保つのは大変だと。だから、いろんなやっぱり構造変化が起きてきてますので、その辺を考えていただきたいと思います。

それとですね、先ほど避難道は南側からといいますか、裏は避難道じゃないというようなことをおっしゃられました。しかし、実際、今の町道、あれは和東小学校線と言うんですけども、あこで切れていると。今、北部幹線ということで通ってますけども、あれの設置されたことは災害に強いまちづくりという観点から設置されたと思います。今、新名神等もしているのは、やはり名神がつぶれたら次はこっち通れるという、そういう趣旨もあると思います。

北部幹線、南部幹線とありますけども、そういう位置づけでつくられたと思っているんですけどね。だから、北部幹線をより有効に利用しようと思えば、小学校線をそのまま、学校の裏門まで来てます。あれはあと少しの距離ですのでね、あれを伸ばしていただいたら、避難利用範囲はやっぱり別所、原山も避難範囲になりますのでね。

今度、避難訓練をやられるのは、和東川が氾濫したという想定。そして、園が地すべりが起きたという想定。同時に起こることはないと思いますけども、やはりいろんなことを考えるべきだと思います。だから、幹線道路をもっと利用しやすくするためにも、やはりあんな貧弱な道ではぐあい悪いと思いますので、何とか考えていただきたい。

町長、見ていただいたかもわかりませんが、あの道、非常に危険ですのでね、今度 の避難訓練のところ、サイレンを鳴らすか合図がきますわね。それは下回るんですか、 私は裏から入ると思ってましたけどね。その辺、よろしくお願いします。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま村山議員から再質問いただいた内容にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、物流の件でございます。

ただいま持たれている新聞というのは、日にちはちょっと早い。もっと大分前にな

りましたですね。きょうの新聞等で見てみますとですね、ちょっとわかりませんが、 きょうときのうの新聞を見てもらいますと、城陽市のところで郵便局の物流センター が生まれます。そして、あの道が関西の中心の関西の物流センターという、そういう 中で今、京都府は広域行政を進めようとされております。

きょう、きのう、おとついでしたか、それの地元の感謝的な行事が新聞に載っていたと思いますが、これは城陽の今あるところの40ヘクタール確保して、そして物流野便物とそして物流の会社と二つあるわけなんです。それが全部寄って、あそこが京都府が物流センターとしてもう現に既に動いております。それに合わせて広域行政でどうしようか。私どもはそれに合わせて犬打峠のトンネル化、今、言われたように大事だという要望をさせていただいております。

それと、先ほど誤解が当たるとこれちょっと大変ですので、お茶でまちづくりもいいですがというのは、私は、和東町はお茶のまちとは言うてますが、お茶を基幹産業としたまちづくりですので、お茶を中心に据えて元気になっていこうという話の中でやってきて、やっぱり農振というような現状は大事にしてきてますよと。だから、そういう関係で申し上げましたので、ちょっとその辺のところお互いに確認をしておきたいと思います。

言われている内容はよくわかりましてですね、犬打峠はとにかく、いずれにしたって物流のまちづくりの活性化につながる方向で努力していきたいと。この辺は当然、今、城陽にそれができてくる。さっき城陽と言われましたけど、計画いうのはそういうことで、それは進んで買収もされており、城陽から府で用地を開拓して、そして40~クタールを売り渡すと。そこで開拓されるというところまで進んできております。そういうことでひとつこれはご理解いただきたいなと思います。

それとさっきの小学校の話も申し上げましたですけども、あす10月4日は訓練いたしますが、やっぱり訓練は今、山であろうが何であろうが、いろんなことが起こることを想定して、人にどう動いてもろてどうするかということを動いて確認するとい

うのも大事なことでありますので、現在のあるところを通って動くということになっております。

だから、現在のところについては、町道を中心に動いていくということになります ので、町道整備を見て、そのうちまだ安全なところをどうしようかということで今、 計画いたしております。それは現在です。

それから、今後、村山議員は、将来は北部幹線を広めてやっていくんだったら、もっとあの辺の道路網を整備していくべきやないかと、これは計画性の問題であり、私も賛成だと思っておりますが、和東町のまちづくり、北部幹線と南部幹線をして、いろいろと用地問題とかぶつかっている行政たくさんあります。ご存じのとおり、宇治木屋線で突き当たって、そして別所のお寺のところまで来て終わります。そこからもっと北部幹線を延ばしてきて園へひっぱってきたい。そして原山のところへつないでいくと。これが北部幹線でありますが、現在、あの道路については基幹農道の農道整備の中でやってきている中での整備道路ですから、北部幹線の企画にはなり切れてない。行く行く北部幹線。あわせてあの辺の地すべり対策というものを講じていかなきゃならない。これは多く住民の皆さんのご協力をいただくと。そして、用地についてもご協力いただく。

さきに計画したその用地が非常に高くなって、そこで頭打ちしてしまうときがあるんですが、先ほど原理原則を申し上げましたように、北部幹線、南部幹線は町でもってやっていく。当然、用地協力が出てきます。それに関しては、今、原山でもやっておられますように、白栖でもありますように、土地は区で買いますけども、工事はお願いしますねと。また、町の補助金をもって町道を整備していただいておる。園区で予算してもらうと。

もう一つは、舗装の用具とかいろんな材料の支給をもらって、出会いでやりますよと、こういういろんな基準を設けておりますので、どの基準でやるかということが大事だと思います。

確かに、今、言われたような中は、北部幹線、南部幹線含めて和東町は整備計画を したいというふうに考えておりまして、古くはそうした計画というのは持っているわ けなんですが、なかなか進んでいないと。だから、そういう意味では将来において用 地の協力者とか、地元区の役員さんですね、十分ご努力をいただきながら、そして要 望が上がってくる中でお答えしていくと。

そのときに、町が買うのやさかいに町が土地を買いなさいねと言われてしまうとなかなか手に入らない。町がやりますて補助金とってきたかて、用地買収したらあきません、あきません、もっと上げてくれ、あかん、ここはあかんねとか言うてそこでぶつかってしまったら、この補助金を返さなきゃなりませんから、どことも市町村がやっているように、用地がさき可能性があるかどうかの確認は地元の皆さんとやっていかないとなかなか進まんであろうと、このように思っております。

もし、補助金を返すということになったらほかの地域まで影響になりますので、その辺のご協力をよろしくお願いしたいと。そういう方向で今、進めているところでありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長(畑 武志君)

3番、村山一彦議員。

○3番(村山一彦君)

これは、昔、小学校ができる際に、道は園まで続くというようなことは聞いたことがあるんですけども、根拠はないんですけどね、だから、今の町道和東小学校線いうのはすくっと途切れていると。だから、資金不足になったんだろうかなと思って。当時の計画にはそういうもんは含まれて、要するに、園区も北部幹線までつなげるという考えはなかったんですか。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

私も、あの当時、開校当時、教育委員会におりまして、1年ほど教育長職務代理をさせていただいたことがありますが、あそこのときについては、私どもの教育委員会の中で位置づけておったのは、通学道路という位置づけをしておりました。しかし、管理上、大変ですので、あそこまで認定は持ってきましたですけども、そのときのPTAも、あそこがつながっていくと交通上とか非常に心配があるので、そのときの父兄の方々も通学路という認識がありました。

今、申されましたように、計画されているときの段階は私は承知をしておりませんが、私が教育委員会にいたころの中には、通学路という形で位置づけておりまして、そして、通学ののぼり口があのバス停のところに置いておりまして、あそこの管理を学校で今現在、道路は別ですけども、安心安全の関係はあの範囲まで学校で管理しております。だから、今、あそこでいろんなことは、全部、学校がカメラでもっても把握しておりますし、子供の把握の管理範囲内というところで今、運営いたしております。

計画されたときというのは私は承知しておりませんけども、その計画道にのった計画というのは、計画は後々変わったかて引き継いでいくんですけども、そういう計画というのは私は引き継いだというのは今のところ確認できてないんですが、もしあるとしたら、これから新たな問題として検討していくべきだなというように思っております。

以上です。

○議長(畑 武志君)

東本建設事業課長。

○建設事業課長(東本繁和君)

ただいま町長のほうから北部幹線、南部幹線、また道路についての考え方について ご答弁していただきましたけども、避難用道路としての考え方でいきますと、和東町 の防災計画の中で危険なところに対しての避難道路の築造はだめだというような形に なっております。現在、和東小学校の北側につきましては墓地がございまして、これにつきましては到底移転できるものではないと。若干西側に移していきますと、今度は園の地すべり地帯を上に抱えておりまして、その下に避難道を築造するということについては不適切かというような形で考えております。

また今、町長からありましたように、学校の通学道路として今、利用されておるわけで、道路を計画する際におきましては、通行量1日当たり何百台、そういった事業効果ですね、そういった分も当然補助金が今、申請する分につきましては必要でございますし、現に交通量がふえますと、先ほど町長から答弁がございましたように、通学路の交通安全問題、そのあたりにつきましても慎重にしていかなけりゃならんということでございます。現に、通学用の道路ということで位置づけしているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(畑 武志君)

3番、村山一彦議員。

○3番(村山一彦君)

よくわかりましたけどね、それじゃあ、通学用道路として今のあの現状のままで放置されるんですか。それとも、あんだけの高低差があると。やはり道もかなり傷んできていると。子供は少ないですけどね、要するに、園区は北側から入ってきていると思いますのでね。あの辺の子供は入ってきてない。今まであそこを通って学校へ行ってましたよ。要するに、学校の通学路は、去年か一昨年ぐらいまでは北の道から通って学校へ行ってました。あのとき三、四人の子供がいました。今は変更になっているんですか。私は、あれは子供の通学路だと思っているので、やはりもうちょっと手直しできないのかと思っているんです。その辺、どうでしょうか。

○議長(畑 武志君)

東本建設事業課長。

○建設事業課長 (東本繁和君)

お答えいたします。

この件につきましては、私も聞いておるところは、へんぴなところで危ないということで、南側から回って通学しておられるということで聞いておりまして、現在、裏手のほうの、いわば町道じゃなくて道ですね、については使われておらないということで聞いております。

○議長(畑 武志君)よろしいですか。

○3番(村山一彦君)

また次回の答弁まではもっと勉強してスムーズに質問できるようにしておきます。 きょうはどうもありがとうございました。

○議長(畑 武志君)

村山一彦議員の質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ただいまから1時30分まで休憩いたします。

休憩(午前11時46分~午後1時30分)

○議長(畑 武志君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1問目は、「地域おこし協力隊」事業の活用をについて質問します。

国では、地方創生実現への重要な政策の一環として若い世代の地方移住を支援し、 地域活性化を進める施策として、総務省が実施する「地域おこし協力隊」支援事業が あります。地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地 域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで意欲ある都市住民のニー ズに応えながら地域力の維持強化を図っていくことを目的とする取り組みであります。

具体的には、各自治体が隊員を募集し、都市住民を受け入れ委嘱いたします。隊員が行う地域協力活動は多岐にわたり、例えば、地域ブランドや地場産品の開発・販売や農林水産業への手伝い、買い物代行、高齢者の見守りサービスなどの生活支援、空き家管理など、ほかにも清掃などの環境保全活動などがあり、地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で協力活動を決定できるとなっています。また、委嘱された隊員はその地域に住民票を移すため、定住・定着にもつながっていきます。

地方自治体は、隊員1人につき年間で報酬として上限200万円まで、活動費として上限200万円まで、合計上限400万円を国から特別交付税として財政支援を受けることができます。

また、隊員募集のための予算についても1自治体当たり200万円を上限に特別交付税を受けることもできるとなっています。期間は1年以上、最長3年となっており、平成21年度の開始以来、26年度には全国で隊員が1,511人で、約8割は20から30歳代の隊員が多く、444の自治体が受け入れています。都市部からの定住・定着の手段としても有効であり、かつ地域活性化につながる地域おこし協力隊を本町でも研究し、積極的に実施していくべきと考えます。

そこで2点についてお伺いします。

1問目は、これまでの地域おこし協力隊の先進地における実績状況や事業内容をどのように把握されていますか。 2点目は、本町でのこの事業への取り組みに対するお考えを伺います。

2問目は、選挙の投票率向上対策について質問します。

選挙権年齢の引き下げは、1945年に「25歳以上の男子」から現在の「20歳以上の男女」に変更されて以来70年ぶりの改革となりました。世界各国の選挙権年齢については、昨年2月に国立国会図書館が調べたところによりますと、調査可能な

191カ国・地域のうち18歳までに選挙権を付与しているのは176カ国・地域となっており92%にのぼっています。また、OECD(経済協力開発機構)に加盟する34カ国のうち、18歳選挙権を導入していないのは日本と韓国だけであり、今回の改正は世界に合わせる改革となりました。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることにより、来年夏の参院選挙から適用される見通しで、新たな有権者となる18歳、19歳は高校生も含めて約240万人で、全有権者の約2%に当たると推計されています。

全国的に投票率が軒並み低下しており、低い投票率が課題になっています。本町の 投票率は、これまで高いと評価してきた経緯がありますが、この数年、低下してきて います。

町議会議員選挙においては、平成13年までは町長選挙と同日選挙であったため投票率は90%台でありました。単独選挙となった平成15年は89.92%、今年4月に行われた選挙は81.53%で8.39ポイント低くなっています。

また、国政選挙においては、約10年前から70%台の投票率であり、前回の衆議院・参院選挙では60%まで投票率が低下しております。投票率は有権者の政治への関心度を示すバロメーターであり、投票率が低下している現状に対し何らかの対策が必要と思われます。

そこで1点目は、全体としての投票率向上に向けての取り組みを伺います。

2点目は、今回の改正に伴い「若者の声が政策に反映されるようになる」という期待感が高まる一方で、選挙権年齢が18歳以上になったからといって、若者の政治への関心が高まるとは限りませんし、かえって無責任な投票をするとの懸念もあります。また、行政への関心の低さから、政治離れは危機的な状況であると言っても過言ではないかと思われます。若者が政治に関心を持ち、国や地域の問題を主体的に考え行動するようになる「主権者教育」が求められています。これまで以上に、若年層の政治参画意識や投票率の向上に向けての取り組み強化が急務であります。若者に対しての

投票参加に向けて、本町ではどのような対応を考えておられるのでしょうか、伺います。

3点目は、今回の改正に伴い、未来を担う若者の声をより政治に反映させていくことが期待されています。本町では、これまで町制 5 0 周年を記念し、子ども議会の開催、また、6 0 周年では記念女性議会を開催するなど、政治への関心を高めるため、 先進的に取り組んでこられたことに大変敬意を表するものであります。

一般的に若年層の政治離れ、選挙離れが叫ばれて久しいわけでありますが、学校教育、特に義務教育の場における意義づけが重要ではないかという観点から、和東町の 小中学校における選挙についての指導が大変重要になってまいります。

子供たちの政治参加への意識を高めるためには、身近な議会である町議会や、和東町のまちづくりに興味を持てるような働きかけが重要であります。町議会の見学や議会傍聴、子ども議会などを小中学校などに取り入れるなどの取り組みも効果的であります。

また、先進事例として、各自治体の選挙管理委員会が実施している出前授業では、 6年生の児童が「有権者」となり、給食のデザートを選ぶ模擬投票を実施。その後、 最多得票のデザートが給食に登場します。投票箱や記名台は実物を使用し、実際の選 挙さながらの雰囲気づくりをするなど、創意工夫した選挙の体験を通して意義を学ぶ ことなどが開始されています。子供たちは学習することで、地方自治の発展に寄与し ようとする住民としての自治意識の基礎を身につけるようになっており、その際に、 選挙の意義についても考えさせるよう進めておられます。

本町におきましても、東部連合教育委員会との協議を前進させていく必要があると 考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいまの竹内議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、地域おこし協力隊の事業につきましてでありますが、ただいまご質問の中で非常に詳しく説明いただいておりますように、都市地域の若者が一定期間地域に移住して、地域おこしの支援や住民の生活支援等の地域協力活動を行いながら地域への定住・定着を図る取り組みとして、平成21年から6年間、全国で取り組まれてきたところであります。

これまで和東町でも、和東茶カフェ、恋茶グループ、ゆうあんビレッジなど多様な 地域団体が生まれ、援農から定住につながった若者がまちづくりに取り組むような流 れも生まれてきており、地方創生を進める和東町にとって、そのような若者の存在が ますます重要になってくるのではないかと考えております。

また、地域おこし協力隊につきましては、国からも積極的な活用促進を各地方公共 団体に求めており、和東町におきましても、来年度から配置できるよう積極的に検討 していきたいと考えております。

次に、投票率向上対策等についての若者の政治感心についてでありますが、ご質問にもありましたように、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる 改正公職選挙法がことし6月17日に成立し、来年夏の参議院議員選挙から適用され、 全国でも18、19歳の約240万人が新たに有権者になると言われています。本町 においても約60人の方が新たな有権者となる見込みであります。

少子高齢化が進み、将来を担う世代の給付や負担増が進む中、若い世代が政治に関心を持つことの重要性は高まってきています。選挙で投票することは民主主義の基本でありますから、年齢を引き下げることで10代のうちから政治や社会への関心を持つ若者がふえることは非常に有益なことであると思われます。

今回の年齢引き下げは若い世代の声が政治に反映されるという見方がある一方で、 選挙結果への影響はほとんどなく、投票率が低くなるだけではないかという懸念の声 もあります。全体的な投票率も減少傾向にある中で、選挙権年齢の引き下げで若年有権者数がふえたとしても、投票率が低迷のままでは政治参加が進んだとは言えません。 若者に対していかに政治に関心を持たせるか、今まで以上に重要な課題だと考えております。

今後は今まで以上の広報活動の推進や主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度の育成するという理念である主権者教育への取り組みの推進が必要であると考えておりますので、ご質問にありました小中学生の議会見学、議会傍聴や子ども議会の開催につきましても、教育委員会や小中学校と連携し、検討してまいりたいと思っております。

投票率向上に向けての取り組みについてのご質問は、担当課長から答弁させていた だきます。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。 ありがとうございました。

○議長(畑 武志君)

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長(古田良明君)

竹内議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の状況につきましては、竹内議員からもご紹介いただきましたとおり、平成21年度には31団体89名という状況でありましたものが平成26年度には444団体1,511名の地域おこし協力隊が入っているという状況でありまして、また任期終了後は約6割の方がそのまま同じ地域に定住しているという調査結果をお聞きしておるところでございます。

また、国のまち・ひと・しごと創生戦略では、2016年には3,000人に、2 020年度には4,000人ということをめどに拡充していくとの目標が立てられて おりまして、総務省主催の地域おこし協力隊推進会議では、受け入れ体制の構築など 活用に向けた説明が行われるとともに、先進地の取り組み事例の紹介など、積極的な 活用の呼びかけも行われたところです。

兵庫県の朝来市の事例ですが、フォローアップ研修受け入れ手引の作成、行動原則 の作成など地域、地域おこし協力隊、地方公共団体が一体となった事例という形でご 紹介もいただいたというような状況でございます。

また、京都府内では、福知山市、宮津市、南山城村、伊根町が本制度を活用されて おられまして、NPO法人「日本で最も美しい村連合」に加盟する市町村での活用事 例もあるとお聞きしております。

和東町の中でどういった活動に活躍していただけるのか、そういったことを考えていきながら、本事業の活用に向けて先進地の状況や意見交換等を行って、状況把握に 努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

私からは、竹内議員のご質問のうち2.選挙の投票率向上対策等についての①の投票率向上の取り組みについて答弁させていただきます。

ご質問にもございましたように、国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向に あり、本町におきましても、さきの町議会議員選挙の投票率は81.53%で、4年 前の投票率から約3ポイント低下いたしております。

昨年の衆議院議員選挙の投票率は68.34%で、前回比7.23ポイントの低下、同じく昨年の京都府知事選挙の投票率は63.27%で、前回比1.27ポイント低下いたしました。

しかしながら、衆議院議員選挙、知事選挙とも本町の投票率は京都府の平均を大き く上回っておるというところでございます。低下しているとはいえ、比較的高い投票 率を維持しているのは、町内14カ所に投票所を設け、投票の利便性を確保している ことが大きな要因であると想定されるところでございます。

人口の減少に伴い投票所を減じている自治体もございますが、本町におきましては、 今後も現14カ所の投票所を維持しまして、投票率の向上を図ってまいりたいと思っ ておるところでございます。

また、期日前投票が定着し、その利用者が増加している現状を踏まえ、現在行って おります期日前投票宣誓書のホームページによるダウンロードを含め、さらなる期日 前投票所の投票環境の改善を図ってまいります。

今後も選挙期間中におきましては、防災行政無線、ホームページ、茶源郷行政情報 配信システム等さまざまな媒体を利用し、工夫しながら投票を呼びかけ、投票率の向 上に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上、竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

1番、竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

ただいまは2問とも前向きな答弁をいただきましたので、再質する必要はないかと は思うんですが、もう少し中に入らせていただいて再質をさせていただきたいと思い ます。

まず、地域おこし協力隊につきましてですが、これは本当にまちづくりには欠かせない施策であるというふうに思っております。 6 割の方がその地域に入っていただける、住んでいただけるという、こういうメリットがございますので、本当にこれはしっかりと活用していただきたいと思います。

先ほども言われましたように、今後3年間で3,000人までふやしていこうという、総務省も前向きな方法で打ち出しておりますので、町長も、先ほどは、来年度から実施をしていきたいというふうに答弁をいただきました。

その中で、まだ計画は決まっていないかもわかりませんが、大体何名ぐらいを予定していらっしゃるのか、その辺をちょっと確認したいと思うんですが、これは一番たくさん受け入れていらっしゃるのが北海道で、225人受け入れておられます。次が長野県で144人、3番目が島根県で90人、京都府は先ほど答弁いただきました13人という状況であります。

南山城村ではお二人の方が2年前から入られて、そして村でいろいろと今、頑張っていらっしゃるということもお聞きをいたしております。本町でも大体人数もどれぐらい入れていきたいなというふうに思っていらっしゃるのか、それとあわせまして、こういうことに取り組んでいきたいというような計画も考えていらっしゃいましたら答弁いただきたいと思います。

町長、お願いいたします。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいまの竹内議員よりいただいた再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

来年度から設置するという方向でお答えさせていただいておりますが、それにはただいま質問がありましたように、どういう和東町の地域おこしをしていくかと、ある程度具体的に、そして和東町の実態を把握して、広く漠然とやってくださいねということではなかなか進まないだろうと思います。

3年間で実績を上げていかなきゃならないわけでありますので、来年に向けてですね、今、和東町の地域おこしをするには、今まで取り組んできた内容等も引き続きながら、今後さらにそれを活用していくという方向が3年間でいく考え方には早いのじゃなかろうかなと。

そうしたとき和東町という一本で絞るのも大事ですが、やっぱりそれぞれの地域も

あるわけですから、地域課題が大きく和東町によっては違うところがあります。そうしたことを考えていくということになれば1人というわけにもいきませんので、少なくとも、この和東町の中には、私が今、考えておりますのは、三つほどの課題分けができるんじゃなかうかと。そういうところに絞って担当してもらうということが大事だろうと、このように思っているところであります。

そういうことを絞ってですね、三つの課題というんですか、今、言われたように、 どういう地域おこしをするか、その辺をこの年度内に絞って、そして申請を上げてい きたいと、このように思っているところであります。

○議長(畑 武志君)

竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

三つというふうにおっしゃいました。ということは、3名ぐらいというふうに思わせていただいていいのかなというふうにも思うんですが、一つ申し上げたいんですけれども、この成功例として、北海道は若者が行きたいところでもあります。若者がどうしてここに来てくれるかという、そのビジョンですね、そこを鮮明に出していただきたいと思うんです。

これは島根県で90人受け入れられた、ある町がたくさんあるんですけれども、島根県の邑南町という人口が1万人余りの町です。ちょうど和東町とよく似た中山間地域のところであります。ここは4年間で21人の隊員を受け入れられました。

邑南町の方がおっしゃるには、全国にたくさんある自治体の中からどうして若者が うちへ来てくれるんですかというふうに若者に聞いたそうです、逆に。そしたら、こ この町は、明確なビジョンが具体的に発信されているということで、若い人たちが本 当にたくさん来てくれるようになりましたと、そういう事例が載っておりました。

そこの内容は何かというふうに見ていきますと、農林商工等連携ビジョンというの を立ち上げられておりまして、そして産業振興や定住促進の基本理念になるA級グル メ。B級ではなくてA級グルメというのをA級グルメ立町という、そういうビジョンを掲げておられまして、そしてそのところに若者が邑南町でしか味わえない食や体験ということが定住につながっている。若者に本当に魅力的に映るというふうなことが出ておりました。本当に隊員さんはやりたいこと、そして地域の方が求めていること、そして隊員自身ができる能力、この三つが非常に大事なことだというふうに思っております。

それで、私も、邑南町のホームページを開いてみますと、非常に日本一の子育て村 を目指してという、ホームページのトップページに出てまいります。ここは本当に 「日本一の子育て村」、これを目指してという大きなタイトルで掲げておられます。

若者はその町に行くにはまずホームページを見ます。どこを見るかというと、まずホームページを見て、そしてどれだけのビジョンを掲げているか、それによって来てくれるというふうに思いました。

ですから、本当にこれからの段階ではあるとは思いますが、そういうビジョンを定めて、しっかりと若者をこの町に迎えるんだという、そういう思いで取り組んでいただきたいと思いますが、その辺について、ちょっとよろしくお願いいたします。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいまいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私は今、三つから一つ考えてみたいと思います。

一つは、和東町は早くからこういった事業に取り組んでまいりました。いわゆる魅力の感じるまちづくり。

一つは最初は、将来早くからアグリビジネスに取り組もうということで取り組み、 財団法人活性センターを設立してきたところであります。また、今から10年前にな りますが、国際ワークキャンプを積極的に取り入れてきました。そして、大学とか企 業とともにまちづくりをしていこうということで、いわゆる企業とはリーガルロイヤルとか、また大学とすればですね、いろんな京都の中の大学とか神戸へ旅する公開講座もそうですけども、今でしたら早稲田大学もそうです。これから京都大学とか、いろいろ今後の方向はあるんです。そういう方向で取り組んでまいりました。

そのことによって非常にその人たちが今ある方向で、例えば、国際ワークキャンプに入ってきてくれた子が和東町で結婚するとか、和東町で働いてみたいという、そんな方があるので、そういう人たちのまちづくりを積極的に活用していきたいなと、こういう一つの方向がありますので、この辺をさらに深めていく。

先ほど言われたように、入ってきてくれた子がおりますので、そうした人を積極的にまちづくりに参画していただこうという考え方を持っておりまして、現在、雇用促進協議会、活性化センター、そうした人たちを積極的に今、入れているというところであります。

もう一つなんですが、今、京都府には、キャッチフレーズというのが大きく京都府とともに出てきております。お茶の京都、回廊、それと日本遺産、この辺のところを、日本遺産にしたかて美しい景観にしたかて、これは京都府で世界遺産に持っていこうとか日本遺産の第1号、これも今、日本遺産が認定された中でトップ、第1号で認定されているのは和東町の景色がひっぱっているわけであります。この生業景観を生かしてこれからやっていこうと。いかにこれからはこの京都府とお茶の京都をどう現実化していって、そして、それの質を高めていく、これが一つの方向としてある。ほかの市町村より非常に材料の多いところにあるの違うかなと。今、京都府と近隣市町村とともにやると、こういうことに思っております。

朝の質問にもありましたように、過日、宇治文化会館においていわゆるシンポジウムがあったんです。そこに文化庁の課長もみえておりました。この日本遺産は、今までの歴史とか文化財の遺産と違って、これをどう地域づくりの振興に使っていくかが大きな鍵ですよと、これが1点です。

それと、点を線にする。点だけではなくそれを線にする。その線を面にすると、こういうところが大事ですよと。これから積極的に地域づくりの振興に使ってくださいねと、こういう国からのお墨つきの内容でありますので、この日本遺産をフルに使っていく。そして、それに合わせての今後、世界遺産に取り組むと、こういう京都府知事の方向でもありますので、この辺を中心としたいわゆるお茶の京都、ここのところをきちっと一緒に波が合ったというんですかね、そういう息が合った地域づくりというのは私が考える立場であるんじゃなかろうかなと、このように思っております。これが二つ目です。

もう一つ、三つ目ですが、和東町のまちづくり、やっぱり話したときに、いわゆる特色、みんなにキャッチフレーズをとっていかなきゃならない。今は都会へ都会へと流れてきている。特に和東町の近隣には学術研究都市があって、日本一人口が伸びるところ、そして同じ相楽郡にありながら、ちょっと15分か20分走ったら、京都府下で1、2、3争って消滅する町だと、こんなことが一緒に併存しているわけです。

そういうことになっていくと、これは和東町のこれからのまちづくりをするときに、 やはり何でも打算的、合理的、便利なところへまちづくりをするのが本当のまちづく りか、それとも自然と呼吸できる、コミュニケーションがとれる、お茶という昔の年 代の健康飲料茶を抱えて発展しているまちづくり、この生業を景観としてやっている、 ここにこそ私は、便利ではないけど、命儲けの里があるんじゃなかろうかと。

過日、新聞にはですね、どこの新聞が忘れましたけども、「きょういく」と「きょうよう」がないと、都会には。田舎には教育と教養があると。どういうことかというと、都会では高齢化になったら、きょう行くところがないし、きょうの用がない。田舎にはきょう行くところもあるし、きょうの用もある。田舎でゆっくりと野菜づくりすると。そういったことに合致する地域づくりというのが今後求められてくると思います。

そういうことで、命儲けの里という大きな、人間にとって大事な地域づくりがキャ

ッチフレーズにできる。この三つを持ち合わせているのはこの和東町なんです。だから、和東町というのは、ここの中にきちっと位置づけていただけるような問題、少なくとも、今、言うた、さっきのこれは三つというのとさっきの三つとは合いません。さっきの三つは地域づくりもありますから、地域によって温度差がありますわね。だから、その関係でありますので、ややこしいですけど、この三つは和東町の方向を向いている三つということで、共通した三つとしてあるというふうに理解いただいてですね、和東町としたら非常に条件が私は恵まれている状況にあるというふうに思っております。こういう思いが本当になるように頑張っていくということが大事だと思っておりますので、今後、基盤整備から全てですね、犬打峠も含めてやっぱりやっていかなきゃならんと、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(畑 武志君)

1番、竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

町長の思いはよくわかりました。それをどう生かしていただくというのがこれから の大きな課題であると思っております。

これまで地方分権とか地方活性化とかいろいろ言われてきたんですけれども、それが壊れていったというのは、やはり住民が着いてこなかったから壊れていったわけでありまして、ですから、本当に住民と一体になって取り組んでいくというのが、これが大きな課題であると思っております。

そういう中で、和東町はこれまで過去10年間を振り返りますと、非常にまちづくりに皆さんたくさんの方が参画をしていただいております。こういうベースがしっかりありますから、そこに地域おこし協力隊が入っていて、外からの目線でさらに充実するように取り組んでいただきたいと思います。

それで、担当課長にちょっとお聞きしておきたいんですが、この受け入れにつきま してですね、これからですけれども、住民票を持ってここに来てくださるんです。本 当に心して来てくださるわけですから、そこのところは真剣に受けていただかないと、 いろんな住むところから、それはそれは大変なことやと思うんですけれども、その辺、 ちょっと決意なりお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長(畑 武志君)

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長(古田良明君)

竹内議員から先ほどいただきましたご意見について答弁させていただきます。

地域おこし協力隊につきましてですが、実際に成功事例、失敗事例等いろいろ見させていただいていますと、例えば面談の時点で地域の方が入っていなくて、行政だけの面談を受けたら、地域へ行ったときに実際には受け入れてもらえなかったといったような事例等々もあったというような話も聞いております。

また、財源上の話ですが、交付税措置をいただくのに住民票の移動は絶対ということもございますので、当然、町民になっていただくという前提の中でですね、かつ地域の中で受け入れていただいて、地域の方と一緒にどう活動していけるのか、そういったところをどうつくっていけるのというところを今後考えて、しっかりとつくってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長(畑 武志君)

1番、竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

では、次、選挙のほうに行きます。

今回の改正で本当に、先ほど答弁をいただきましたが、18歳、19歳は和東町では60人が適用されるというふうにお聞きをいたしました。今回、この60名が有権者となっても、その投票率は変わらないというふうに町長はおっしゃいましたが、今回、大きく見ますと、制度改革というのは、戦後に女性が参政権を得た、このときはすごいたくさんの変化があったわけです。しかし、今回は約1億人いる有権者から見

ると2%という低い数字ではありますが、その裏にやはり今回改正で若い人たちの社会を大きく変えていくという、そういう可能性を秘めているのがこの18歳、19歳、または現在の小学生から中学生、こういう人たちにこれからの未来を託すわけであります。

ですから、今回、数的には少ないですけれども、本当に大事な改革であり、大事なこういう選挙戦に協力してくれる人たちであるという、住民自治の根幹であるという ふうに思っております。

先ほど投票率の低下というふうなことも言いましたけれども、和東町では総務課長の答弁では、京都府では余り減ってない。すごくいい成績ですというふうに答弁をいただきました。それであるならばですね、これから京都一の結果を目指しませんか。 どうですか、総務課長。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

はい、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、投票率につきましては京都府では常に上位のほうに位置しておるというところでございます。相楽圏域におきましては常に1番という結果が出ておるというところでございます。当然、京都府一を目指すという決意で今後、投票率向上のための啓発等には努めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

1番、竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

全国でですね、投票率の一番高いところは、これも先ほど言いました島根県なんで

す。島根県では本当に高い投票率を持っておりまして、京都府は全国で見ますと、これは24年の衆議院選ですが、33位なんですね。京都府は本当に低いということが明確になっております。ですから、本当に島根県のように私は1位を目指せたらいいなというふうに思うんですが、その要因は何かというふうに見ていきますと、やはり年代別にしっかりと掌握をされているというところがあります。

和東町におきましては、その分析ですね、今までの選挙の分析、そしてまた年代別のこういう投票率ですね、こういうものを出していらっしゃるのか、その辺を総務課長、お答え願います。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

はい、お答えいたします。

本町におきまして、選挙の投票に使用しております名簿対照表の選挙人名簿につきましては、紙媒体という形で使用させていただいておるというところでございまして、 各投票所に電子データをもって処理していないということもございまして、なかなか 年代別の投票率の分析はできていないというところでございます。

ただ、全国的な年代別の投票率でございますけれども、国のほうで一定の抽出の調査の結果は、こちらのほうでは把握しておるというところでございます。

例えば、昨年の衆議院議員総選挙の年代別の投票率ですけれども、20歳代の投票率が32.58%、全体の平均投票率が52.66%ということで、約20ポイントも低いという結果が出ておるところでございます。

一昨年の参議院議員選挙におきましても同様の結果が出ておりまして、20歳代で33.37%、全体の平均が52.61%というところでございまして、これにつきましては約20ポイント低いというところでございます。やはり20歳代の投票率の底上げが非常に急務だという結果が出ておるところでございます。

本町におきましては、先ほど申し上げましたように、分析ができておらないというところでございますけれども、一定、全国と同様の傾向があるんではないかなと想定しておるところでございまして、今後さらなる18歳からの年齢の引き下げを見据えまして、若年層の投票率の向上にさまざまな対策をとってまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

1番、竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

分析は必要やと思うんです。国のほうで吸い上げているのを見ますと、これは抽出ですので、全自治体ではないかと思いますが、しかし、意識の持っていらっしゃるところは、やはりそういうふうにペーパーだからできないのか、その辺はわかりませんけど、何かそういうふうな方法というのはあるんじゃないかというふうに思いますのでね、ぜひそのように研究していただきたいと思います。

それから、今回の統一地方選を見まして思ったのですが、木津川市や京田辺市、非常に大きな市でありますが、そういったところでも無投票になるというような政治離れをしている、そういう方々が非常に多いなということも実感いたしました。それでですが、やはり啓発啓蒙していくにはどうしたらいいか。年齢が下がった分、参加していただくにはどうしたらいいかというところをやはりもっともっといろいろ検討していくべきではないかというふうに思うんです。

例えば、議会でも、これは議会の話ですけれども、夜間議会、日曜議会、こういったところもいろいろ研究していく。これは議会側かもわかりませんが、そしてまた議会中継なんかも見ていただく。見たいときに見れるというのは一番のメリットではないかというふうに思っております。ですから、本当にこれからの今、分岐点に来ていると私は思っているんです。若い人たちを成長させていく。そして、社会に参加して

もらうという意味においては、こういう媒体を使っての活用というのは非常に大事な ことであるというふうに思っております。

それともう一つ、啓発というところでは、TwitterとかFacebookとかSNS、こういう媒体を使っての若者への啓発、これは本当に公職選挙法が改正されまして、インターネットを使った選挙運動が解禁になっております。こういったところからも啓発の手段として考えていくべきというふうに思いますが、担当課長、いかがでしょうか。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

はい、お答えいたします。

ただいまご質問にありましたように、やはり住民の方々が本当に身近に政治に関心を持っていただくということは非常に重要なことだと認識しておるところでございます。

今、ご質問にもありましたように、やはり議会への傍聴のしやすさという、そうい う環境の改善も当然必要というように認識しておるところでございます。

従前、町営テレビを放映させていただいておりましたが、議会の生中継につきましては非常に視聴率がよかったということもございます。今後もそういった形で、現在、茶源郷行政情報配信システムにおきましては、現在は録画でしか情報は提供できないというような状況でございますけれども、議会中継に限らずさまざまなイベントのライブ中継も可能という形のシステム開発もNTTのほうで今、進めていただいておるというところでございます。今後はその媒体を使った形でやはり身近に政治に関心を持っていただくという施策を町としてもとっていきたいと思っておるところでございます。

それと、いわゆるSNSを活用した啓発でございますけれども、ご質問にありまし

たように、やはり若年層のいわゆる政治的な情報をどこで得るかという手段につきましては、SNSがかなり上位のほうに占めておるというところでございます。Twi tter、あるいはFacebook等につきましても、本町の公式のFacebook ok がございますので、それの活用も十分進めてまいりたいと思っておるところでございます。Twitter ter 等につきましては、まだ公式のTwitter ter の開設はしておらないというところでございますけれども、選挙に限らず町の情報発信という形でそういったSNSの活用を今後検討を進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

- ○議長(畑 武志君)
 - 1番、竹内きみ代議員。
- ○1番(竹内きみ代君)

前向きな答弁をいただきまして本当にうれしく思います。

若い人たちは本当に今、スマホの時代ですので、スマホ母子手帳なんかも福祉では やっていただいておりますし、本当にそういうところも検討いただきたいと思います。 それから、一つ提案ですが、これは投票所14カ所つくっていただいております。 しかし、本当に高齢化してきまして、投票所になかなか行けないという方のお声もお 聞きをいたしております。ですから、これは予算のかかることですが、投票所、公民 館にバリアフリー化、そして手すりをつけていただきたいというようなお声もお聞き をいたしております。これは一足にはできないことであるということはわかっており ますが、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

今、竹内議員から、充実今後も図っていくために具体的な提案もいただいているわ

けでありますが、そういったことも含めて、こういったことは一番重要なことだと、 まちづくりの原点にもなることでもありますので、いろいろ今後検討もしながら、今、 言われた提案だけじゃなしに、広くこの問題については検討していきたいなと思って おります。

○議長(畑 武志君)

1番、竹内きみ代議員。

○1番(竹内きみ代君)

もうこれで最後にいたしますが、子供たちの教育ですね、ここは東部連合教育では ありませんので、これは町長に託しておきたいと思うんですが、教育委員会制度が変 わりまして、首長の権限というのも入ってくるようなりましたので、ここはぜひとも しっかりと取り組んでいただきますことを要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長(畑 武志君)

竹内きみ代議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから2時30分まで休憩いたします。

休憩(午後2時18分~午後2時30分)

○議長(畑 武志君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、藤井清隆議員。

○2番 (藤井清隆君)

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

戦後の経済中心主義、物質中心主義の流れの中で、精神的世界が揺るがされるようになっております。万事が採算主義、効率主義の方向で進んでおり、道徳や良識といった人間性や心の豊かさが失われております。世間では理不尽な殺りくが起こり、子供のいじめ・自殺までが多発しております。

今の世の中は物があふれ過ぎて、豊かさの中でみずからの存在を根本から問うこと もできにくくなっております。テレビをつけると大口をあけて食べ物にかぶりついて いるシーンがいかに多く見受けられることか、「たるんどる」と言わざるを得ません。

また、近ごろは、みずからを声高に主張にしなければ埋もれてしまう世の中のようで、首長を初め一般人に至るまで営業よろしく激しい過当競争を繰り広げ、生き残りをかけるという非常に世知辛い現実は、一方で負け組をつくり、格差を生んで、社会の底辺であえいでいる人々を多く抱え込んでおります。競走は世の常ですが、無用の争いが多過ぎる気がします。

まだ食べれる食品をやすやすと捨て去るコンビニ業を初めとする食品業界、さらにこれらの食品など本来燃やすべきでない生ごみを燃やし続ける行政、全く手入れのされていない森林、また耕作を放棄された田畑の所有者、こうした物を粗末にし、経済行為の対象としか見ない人々のあり方は実に憂慮すべき事態であり、まさに言語道断であります。もったいないことをするなと一言言わなければなりません。

食べ物は食べ物としての命を尽くす。生ごみは土に返す。一度栽培、耕作を始めた ら責任を持って管理を全うする。これらは当然のことであります。この当然が世の中 はできていないのであります。これは大問題であります。このしっぺ返しは大きいも のです。今後、法的規制を含めて社会全体で対処しなければならないでしょう。

根本の問題は、欲望の主体としての個人が幅をきかせ過ぎるということです。猫も 村子もという言葉どおり、人もタヌキも道路わきの草もヒジキも全て同等です。これ らは仏教で衆生と呼ばれています。人間も自然の一部にすぎないのです。もっとこれ らと共生しなければなりません。

昔はこの地域の人々は互いに協力し合いながら自然を敬い、物を大切にし、田畑や山を守ってきました。だから、おのずと地域全体が手入れされ、美しい里山、明るい森、満々と水をたたえた水田、管理された畑が並んでおり、おのずから美しかったのであります。今、これらを求めてもせんないことですが、されとて、先祖から守り継

がれてきたこの地域が誰も顧みる者なき土地に埋没されてしまうわけにはまいりません。皆で美しくしなければなりません。皆が守り次がなければなりません。

折しも、昨今、本町も日本で最も美しい村連合なるものに加盟されましたが、その名に恥じぬように、茶園の風景のみならず、まちを美しくせねばなりません。そこで、一度にどこもかしこも整備は難しいので、加茂方面から府道に入ると、和東の玄関ともいうべき和東川周辺を整備し、美しくすることを提案します。

そこで、和東高橋より弥勒仏までの和東川両岸が、手入れされていない樹木、竹林、 雑草などで覆われて大変見苦しく、何とか地元や行政がタイアップして整備したいも のと考えますが、それについてのお考えは。

それから、2番ですね。地元商店が寂れて和東の中心がいかにも殺風景であるので、 今の和東交番所近くに町のメルクマールがありますが、ランドマークの誤りで、訂正 させていただきます。ランドマークとなるような商店、飲食店、催し場、情報拠点な どを集め、地元の人、来訪者ともに集える場所を第三セクターでつくってはどうか。

三つ目です。有害鳥獣については午前中に小西議員の質問で皆様方発言されました ので、多少というか、ちょっと内容を変えさせていただきます。

サル対策について府の補助ですね、1,000万円出るとかいろいろ情報がありましたものですから、私の考えといたしましては、現在の被害の甚大さを考えれば、やはり個体数調整、大規模なおりによる捕獲駆除が望ましいということを考えます。大規模駆除ということですね。

それから、農振に専従獣害対策員ということですが、対策員もサルだけだとあれで すので、全有害についてということで。

それと、3番目は、モンキードッグ、人物などを登用すべきということですね。

町にそういう有力な方や知識を持った方、それからドッグなんか有効なものがおりましたら、当局として登用していただきたいということです。

それと、もう一つつけ加えますと、やはり駆除に当たって住民の協力が必要だとい

うお話をされました。サルはやはり脅かしをしないとだめなんで、今のような花火とか爆竹、あれではちょっと効力が衰えてますんで、パチンコですね、それと猟師の服ですね、話に出てました、あれを配ったらどうかということですね。それを提案させていただきます。

それとやはり愛護団体対策ですね。それと銃刀法ですね。有害ということを前面に 出して、やはり愛護より有害の対策、銃刀法というのを改正するという方向でお考え かどうか。提案ですけど、これは町的にやれるわけないですけども、それを提案いた します。

以上です。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま藤井議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初に、藤井議員が、現代社会を憂えておられる状況を力説いただきました。全く そのとおりでありまして、私も日ごろから、打算的、合理的、余りにもそういった人間の頭、人間のエゴが進んだ社会になっているんじゃなかろうかと。もう少し自然に 謙虚で、そして自然とコミュニケーションのとれるまちづくりということで、ご案内 のとおり、早くから茶源郷和束の実現を目指して頑張っているところであります。

ともに住民の皆様方と一緒になって、こういった本当に自然に謙虚で、本当に自然の一部として生かされている社会をともに味わうと。このことの中に真の豊かさがあるものと私も信じてやまないところであります。

そういう前提の中で、ただいま和東川の周囲ですね、石寺から磨崖仏まで具体的に何とかきれいにならないのかと、こういう一つのご質問でありました。私も、あそこは昔、関西電力の発電所の水路の上だったということで、それは関西電力が持ってる

の違うんかなと、こんな思いで調べてみたことがあるんですが、そして遊歩道でもできたらいいのになと。ところが、関西電力があそこをやめることになった後ですね、 民間に払い下げされておりまして、民地になっております。

そういう意味で、非常にあそこの中にも民地が絡んでおりますが、特に河川整備と か道路整備ということで行政はなかなかやっていかないといかないということでです ね、現状は、京都府に河川整備を一方ではお願いしていると。そして、道路整備も、 見通しのいい道路ということでお願いしているというのが実情であります。

一方では、和東町では、住民の皆さんと協働して取り組んでいこうということも進んでいるものですから、あの和東川に関しては、和東川探検隊という住民の皆さんの組織があります。そうした人の声も聞きながら、そして、そうした人の活動も一緒にやりながら、ともにこれは京都府にお願いするところはお願いし、やっていくと。そして、民地にお願いできるところは民地としてお願いしていこうと、こういうことを進めていかなきゃならないと思いますので、ただ行政だけじゃいきません。全住民と協働して声を上げて取り組んでいく、こういうことであろうかと思います。

今後とも、そういった点にご協力をよろしくお願いしたいと思います。

次に、町のランドマークとなるような拠点整備についてお答えさせていただきたい と思います。

和東町では、これまで地域力推進協議会や観光振興協議会といった協議会を設置して、地域のさまざまな団体との協働により、まちづくりや観光振興に取り組んでまいりました。

ご提案いただきました場所には、情報発信の拠点となる観光案内所の設置を検討しており、第三セクターでとのご意見を頂戴したところですが地域の団体との協働で既に設置しております観光振興協議会の場を活用して観光案内所の活用の議論を重ねるなど、引き続き、協働による観光振興を推進してまいりたいと考えております。

そういうことで、ひとつご理解をいただきたいというように思っております。

それから、次に、有害鳥獣対策についてであります。

これは朝からの小西議員からのご質問も重なるところがありますので、質問を変えていただいたところであるわけでございますが、いずれにいたしましても、こういった問題はやっぱり和東町にとっては、朝も申し上げておりましたように、非常に大きな課題でもありますし、重要なまちづくりの一環であるという認識はしているところであります。そのためにも行政だけというわけにはいかないと。朝も小西議員からも提案いただいておりますように、住民も立法機関としての議会も、そして行政も、やっぱり行動を示すのみだと。これはきちっと一致挙げて取り組んでいくべきだというようにご提案もあるところでございますが、これは町を挙げて取り組んでいかなきゃならない、重要な、大事な問題であろうというように私も考えているところであります。

その中で、藤井議員はただいま非常に具体的な提案をいただいております、モンキードッグのようなことはどうだろうかと。確かにこういった声もたくさん今までありましたし、こういった犬を養成しているということも聞いておりました。

朝から申し上げましたように、一住民の皆さん方にボランティアで犬でもって追い払っているというふうに非常に効果を上げていただいているという事例もあるわけでございます。そうしたことを踏まえながら、そして、ただいまいただいたご提案も入れながら、大いに今後の参考にさせていただくということだと私は考えております。

住民との協力でやっていきたいと。パチンコがどうだろうかとか、猟友会が持っている服を着たら逃げよるの違うやろかとか、そういったことも具体的にいただきました。

また、非常に愛護団体との協議とか対策ですね、こういったもんも含めて言われているわけですが、当然、そういったことも含めながら、今後、非常に実のある、実を上げる方向を朝から答弁させていただいたものと同様にですね、一緒になって考えていくべきだと思っておりますので、これに懲りず、これからもいろいろご提案があれ

ば担当課のほうへ申していただいたらありがたいなと、このように思っております。

ただ、一つ難しいなというのが、質問の中で出ておりました銃刀法の改正ということを具体的に申されておりましたが、これは非常に難しい内容だなというのが一方ではあります。

藤井議員のご質問の中にも、理不尽なニュースとか、いろんなことがのってくるときにもこういった問題が上がってきて、違うところでいろんな問題がもっと強化すべきやという内容があったりですね、こういったところではもう少し使えるようにしていったらどうだろうかとか、いろんなことがあるわけなんですが、こういったことは非常に難しいわけであります。銃刀法に抵触しないおもちゃのパチンコとか、音だけしてぽーんと飛んでいくやつがあるんですが、最近それでも効果が上がらない。いわゆるサルは学習をするということでありますので、1回効いたって、2回、3回とやっていきますとそれも効果が上がらない、こういうところがありますので、今後、これは非常に難しいところがあります。

朝から小西議員もいただきましたご質問とあわせて、藤井議員のただいまいただきましたご質問もあるわけですが、いずれにいたしましても、和東町の有害鳥獣対策を効果を上げていくと、こういう観点からでございますので、今後とも努力してまいりたいというように思っております。

ただ、先ほど1,000万円というような話も出てまいっておったんですが、今回 は和東町でやらなきゃならないという積極性があって、補助を当てにしない。積極的 に単費費用でやろうという意気込みを示して、今回、補正でお願いすることになって おります。そういう意気込みも踏まえまして、ご理解のほうをよろしくお願いして、 藤井議員からいただきました答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(畑 武志君)

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(北 淳司君)

それでは、私からは、藤井議員の一般質問の1番の和東高橋より弥勒磨崖仏までの和東川両岸が手入れされていない樹木、竹林、雑草などで覆われていて大変見苦しく、何とか地元や行政がタイアップして整備したいものと考えますが、それについての考えはと、続きまして、有害鳥獣対策でございます。

有害鳥獣対策につきましては、1番のサル対策について、現在の被害の甚大さを考えれば、個体調整、つまり大規模なおりによる捕獲、駆除が望まれると思われますが、いかがかと、それと、3番につきまして、さらに対策に力を発揮すると思われるモンキードッグや人物などを積極的な登用をすべきと考えるが、いかがかということにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初に、和東高橋より弥勒磨崖仏までの樹木、竹林、雑草につきましてのご質問でございますが、京都府におきまして、現在、弥勒磨崖仏の遊歩道を整備していただいているところでございます。整備が整いますと、他府県から弥勒磨崖仏を見るために多くの観光客がお越しになると見込まれています。

昭和28年の水害で和東川流域の境界がわからなくなり、道路法面とか河川との間にも茶畑や民地が多く混在しているところでございます。和東川の河川区域にあっては、京都府に樹木の伐採や河川環境整備などを積極的に今後、京都府に要望していきたいと考えております。

平成25年10月には、日本で最も美しい村連合に加盟し、自然に溶け込んだ美しい玄関口としてお迎えできるよう京都府と調整を図っていきたいと、かように考えております。

続きまして、有害鳥獣対策につきましてですけども、先ほど小西議員の一般質問と 答弁が重複いたしますので、ご理解のほうよろしくお願いいたしたいと思います。

現在、和東町のサルの頭数は、湯船、原山、宇治田原を周回する和東A群が35頭、 東和東、中和東、西和東、木津川市と笠置町を迂回する和東B群が280頭となって おります。個体調整につきましては、おりによる捕獲、また専門業者により指導を仰ぎながら実施を検討しているところでございます。

先ほど町長のほうから話もありましたように、その費用につきましては、今議会の 2日目の予算補正で計上させていただいておりますので、何とぞよろしくお願いした いと思います。

それと、モンキードッグにつきましては、犬猿の仲と申しますように、他の市町村においても導入されているところがあると聞いております。一定の追い払いの効果が期待されておりますが、本町におきましても過去に導入を検討し、議員さんの先進地視察を実施していただきました。しかし、先進地先では導入当初は効果が見られましたが、次第にサルがイヌになれ、効果が薄れてきたというとも聞いております。

別の町では、サルがモンキードッグの出動区域を避けて別の区域の農地に移動するという事例も見られるという報告も受けております。

また、モンキードッグになるまでには相当の時間や費用がかかる。また、出動体制等の課題もあり、和東町につきましては、現在、導入には至っていないという状況でございます。

人物につきましては、現在、有害鳥獣対策につきましては猟友会に委託し、追い払いや駆除につきましてご協力をいただいているところであり、今後とも継続してお願いしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長(畑 武志君)

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長(古田良明君)

藤井議員のご質問に私のほうからは、1番目にいただきました和東高橋より弥勒磨 崖仏までの和東川両岸の整備につきましてと二つ目に頂戴いたしました地元商店が寂 れてということで、和東交番所の近くに町のランドマークとなるような施設の整備に ついてのご質問について答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘いただきました和東川両岸の景観整備につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、民地と河川が入り組んでおりまして、河川管理者である京都府や土地所有者、また活動いただく地域の方のご理解とご協力が不可欠となっております。また、和東町では現在、京都府景観遺産への登録やNPO法人日本で最も美しい村連合への加盟を初め、茶畑等景観を生かしたまちづくりを推進しておるところで、この8月には景観計画策定委員会を設置して景観計画を策定するよう取り組んでおるところでございます。

また、この景観計画策定委員会の中でもご意見をいただいておりまして、地域の皆さんに和東町の景観に対する理解を深めていただき、主体的に保全していただく方向となるよう取り組んでいくことが大事だと考えておりますので、地域での勉強会開催など啓発に努めまして、行政と地域住民が一体となって景観保全に取り組むことができるようなまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

2点目にいただきました和東交番の隣接地の問題につきましては、観光案内所を新設するため、今年度は設計費のほうを予算計上していただいておるところでございます。

今回整備を行う観光案内所は、府道沿いの和東の中心とも言える場所にあり、町外から来られる方の目印として、観光の案内機能だけでなく和東町に関する情報発信の 拠点として活用できるよう整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、小さなイベントの開催などもできるよう、地域の住民の方が交流できるよう なスペースも中に設置したいというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、現段階では民間のカフェやレストラン、宿泊施設、旅行会社といった観光を主目的に自律的な活動を行う主体が本町にはまだまだ不足しており、経営といった観点からも、今回の整備において商店等を常設することは難しいと考えておりますので、近隣にそのような主体が育成されていくよう観光振興、交流人口の増加に

今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

2番、藤井清隆議員。

○2番(藤井清隆君)

今、答弁いただきまして、今、言っている和東川の両岸というのは本当にきれいなところで、岩組なんかは物すごく石組みがきれいなところで、あと、歩道もありましたですよね。ちょうど撰原から白栖のほうまでずっときれいな歩道がついてまして、生徒の歩道なんですけども、それを今、整備されまして、そこから磨崖仏まではもうちょっとあるんですけど、そこを歩道にすればずっと続くと思うんですよ。だから、それの計画のほうもね、ぜひご計画いただきたいと思います。それについてはどうですか。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

ちょうど今、藤井議員がご質問ありましたように、白栖口のところから長井のところまで、府道沿いにはいわゆる歩道がありません。危ないところでもあります。それで、私どもが思っておったんは、あそこから左岸のほうに前の関西電力の水路があったわけですから、それを使って今の磨崖仏のほうへ、長井のあそこへつなぐことができないのかという検討をしたことがあるんですが、先ほど私も答弁させていただきましたように、関西電力の水力発電所がなくなった時点でいわゆる民地に払い下げをされております。だから、今、課長のほうから答弁ありましたように、民地と河川敷と

が非常に入り乱れていると、そういう状況を一定整理しないとなかなか難しいなと、 こういう状況であります。

いずれにいたしましても、民地も含めながら、土地を持っておられる方もおられますので、そういう方たちと一緒になってあそこをきれいにしていこうねとか、こういう歩道をつくったらいいのにねと、こういうまず機運が盛り上がっていくことが大事だと思っておりますので、今、ご質問ありますように、あそこへ歩道ができたらいいのにねというのが、今、行政のほうで担当課も含めて今、持っているところであります。

そうすれば、長井のあそこまでの道が非常に有効になってくると思っておりますので、こちらのほうこそ、ひとつそういうことが関係住民の機運も高まり、協力もいただけるようにひとつご協力いただきたいなと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○町長(堀 忠雄君)

2番、藤井清隆議員。

○2番(藤井清隆君)

やはり住民の運動というか、それが欠かせないというあれですよね。それは承知い たしました。

それで、有害のあれなんですけど、今、水田とか茶畑については、おりの補助が出るんですけど、野菜おりについては何もないんですよ、補助がね。これについてはどうですかね、補助。

結構、皆さん、家庭菜園なんかされてますんでね、その点に関して、おりをつくって補助を出すという案についてはどうでしょうね。

○議長(畑 武志君)

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長(北 淳司君)

はい、お答えします。

多分、電柵、柵だと思うんですけども、柵につきましては、3戸以上という一つの京都府の規定等があります。そこをいろいろ考えながらやっているんですけど、家でやられている家庭菜園等につきましては、なかなか柵の対象にならないというのが現状でございます。

○町長(堀 忠雄君)

2番、藤井清隆議員。

○2番 (藤井清隆君)

やはりそうですか。野菜もできたら、皆さん、結構、もちろん水田も大事なんですけど、一番農業に従事されているというのもね、専門にやっている方、お茶を専門にやっている方とか水田をやっている方以外にも、野菜というのはやっぱり皆さん楽しみでされてますし、今後定住とかされる場合ね、やはりそういう野菜も今、つくれるようにしたほうが、つくりやすいような環境づくりというのは必要だと思いますので、ぜひこちらのほうも府のほうに働きかけをしていただいて、ひとつ尽力していただきたいと思います。

あとですね、2番のあれですけど、これも観光案内、観光振興協会のほうでやられるということなんですけど、計画はどの程度進んでいるんですかね、規模として。

○議長(畑 武志君)

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長(古田良明君)

失礼いたします。

観光振興協議会ということで、和東町を初め商工会ですとか教育委員会、あるいは 茶源郷ガイドの会、カフェ協議会、仏教会とかそういった関係団体の方にご参画いた だいております団体でございます。

現在、設計という形の部分におきましては、協議会のほうでということではないん

ですけれども、今後ですね、実際に観光振興という観点でですね、観光案内所を具体的に地域の方と一緒に活用していくという観点からですね、こういった観光の関係の団体さんがいっぱいおられますので、そちらの団体との協働ということで、こういった協議会の場もうまく使いながらですね、皆さんの意見をいただいて今後進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

藤井君、よろしいですか。

○2番(藤井清隆君)

結構です。質問を終わります。

○議長(畑 武志君)

藤井清隆議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから3時15分まで休憩いたします。

休憩(午後3時05分~午後3時15分)

○議長(畑 武志君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

日本共産党の岡本でございます。

ただいまから一般質問を行います。

まず、第一に、安保法案に対する町長の認識と立場を伺います。

私は、6月議会で憲法違反の安保法案に反対し、撤回を求めるよう町長に要請いた しましたが、町長は簡単に賛成、反対は言えない。よく勉強したいと曖昧な態度に終 始されました。 あれからほぼ3カ月、この間の国会審議を通じまして、この法案が憲法違反であることがいよいよ明確となり、安倍政権の立憲主義の否定も明確となりました。また、ほとんどの方が違憲と断じている憲法学者や司法関係者のみならず、学生や高校生など若い世代や子育て中の若いお母さん、戦争を体験した高齢者を初め国民多数が反対し、8月30日には国会前などに12万人を超えるデモが押し寄せました。

その中には、与党・公明党の支援団体である創価学会の学会員の姿も多数見られ、 創価大学教員による署名活動に加え、先日は愛知県の学会員が9,000人を超える 署名を携え、公明党本部に法案撤回の要請をされております。

他方、広島県では、自民党県議が呼びかけた安保法案反対の会が立ち上がるなど、 法案反対の国民の声は未曾有に広がっております。

町長に伺います。

このような状況で法案を強行することは到底許されないのではないでしょうか。政 府・与党が来週にも採決強行を画策している今こそ法案反対の立場を鮮明にされ、そ の意思表明を求めます。

この3カ月、町長も十分に勉強されたことと思います。明確にお答えください。 第2に、公共交通の充実について伺います。

1点目に、コミュニティバスの運行に向けた検討はどう進めているのか、答弁願い ます。

平成26年4月に出された交通手段確保に関する懇話会の報告の中でも検討課題と 位置づけられたコミュニティバスでありますが、その後どう進められているのか、答 弁願います。

- 2点目に、高校生通学費補助制度の拡充について、その方向性を答弁願います。
- 3点目に、奈良交通のバス停の改善を求めたいと思います。

次に、第3に、介護保険に関連し、要支援者の総合事業への移行について伺います。 安倍自公政権が強行した医療介護総合法に基づいた介護保険制度の改悪が今年度か ら実施され、主な改悪は、要支援者の保険外し、特養ホーム入所後、要介護3以上に制限、一定所得以上の高齢者を2割負担に、また施設利用者の補足給付の対象縮小の四つでありまして、介護制度は大きく後退しました。

今回はその中の一つ、要支援者の保険外し、総合事業への移行について質問いたします。

まず、1点目に、政府に対し、総合事業への移行を撤回するよう要請していただき たいと思います。

2点目に、仮に移行しても現行サービスの継続に責任を果たすよう求めます。

具体的には、第1に、現行相当サービスを維持し、サービス水準の確保を求めます。

第2に、利用料の値上げは行わないようにすべきでありますが、明確にその点について答弁願います。

3点目に、総合事業実施による要介護認定申請の省略や抑制は決して行わず、申請権は尊重すべきです。その点についても答弁を願います。

最後に、第4に、シルバー人材センターの早期設立を改めて求めます。

以前の答弁では、東部3町村での協議を進める旨の答弁がございました。この間ど のように検討されているのか、答弁を願います。

以上です。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初のご質問でございますが、安保法案に対する町長の認識と立場を問うといただ きました。

これは前回に質問して、今回ゆっくり勉強して、そして答えてほしいと、こういう

ことでありましたので、私もこれはそういう立場でお答えし、この立場は私見を除い て、学問的に調べてまいりました。

憲法を大事にすると。憲法の中には三権分立がうたっております。行政、立法、司 法でしたか、三権分立、「ぶんりゅう」、「ぶんりつ」とも言うんですけども、私が 習ったんは「ぶんりゅう」ということで習ってまいりました。

そういうことでありまして、その中で今回、立法についての機関は法律を考えていく。今回、安保法案もそうですけども、それは憲法という公法中の公法が定めている 範囲内で、立法の中でご審議をいただく。そして、そのご審議をいただく方は、主権 在民で選んだ住民の人たちがその中で議論をし、そして、そこで決められていくもの だと、このように思っているところであります。

そういうことでありますので、今、まさに国会で議論を重ねておられる最中の話で ありますので、それだけ選ばれた議員がどういう形で結論を出されていくのか、そう いったことを私は見守っているところであります。

そして、まこと住民運動のように、これが憲法違反とするんだったら、今度は司法 機関が憲法違反ということをはっきり下すべきだというように思っております。日本 にはそういった三権がきりっと確立しているわけです。憲法のもとに、そういう機能 を発揮していくべきだろうと、これが学問的というんですか、現在の法治国家に基づ いて、法治上に応えられる話だと思います。

まさに住民の意向としてやっぱり声を上げていくのは自由でありますし、自分の答えを言うのも、また結社自由とか、そして要望、政治活動、これも日本はいろいろと認められているわけですから、その範囲内で述べていくことも大事であります。国会前で多くの方が集まられる。またいろんな方が、またいろんな政党の方が自分の意見で集まられるというのは、私は日本のすばらしいところであろうというように思っております。

そういう運動を踏まえて、今度いろいろと、まだ来週ですか、これをいわゆる委員

会でもって採択されるだろうと新聞紙上で見ておりますが、こういう経過のもとに、 そして世界でもきちっとした法治国家が出されるところでありますので、先ほど申し 上げましたように、見守っていると、こういうところであります。

ただ、町長としている立場で、住民のどちらにも中立でいかなきゃならないということも一つには私らに求められているところがありますので、そういうことでなかなか意見を挙げるということは私は控えておったわけなんですが、言えることも法律上、何もとめられておらないんですが、制度上、万が一、違憲の内容であれば、裁判所が違憲をしたらいいわけで、ところが、元裁判官とか元法学者、また大学の教授とかいったところでこれは民間人であります。やっぱりこの人たちが言うたさかいていいうて、それに拘束されるのは法治国家ではありません。法治国家は三権分立に基づいた中での公私をきちっとすることが保障されているということがあらねばならない。これが一方です。

そやさかいいうて言うていくのも、先ほど言いましたように自由であります。やっぱり自由な意見をとがめるのはおかしい。そして、運動するのも大事だと思います。 そういうことを今やられているわけですから、全て法律に基づいてやられているわけです。

まさに今、16日ですか、特別委員会ですか、そこの中で結論を出されるわけですから、当然、日本のすばらしい、そういう先進国家としての結果が今、求められておりますし、そういう中で結果が出てくるものだと思っております。

もし、万が一、間違っておるならば、また裁判所が頑張ってほしい、司法機関が頑張ってほしい、こういうように思っているところであります。

以上です。

これはいろいろ勉強せいと言われましたので、私も憲法のほうを専攻してまいった ところでありますので、懐かしく憲法の本を引っ張り出してきて読ませてもらいまし てですね、今、「ぶんりつ」という話がありましたが、私なんかはあれを「ぶんりゅ う」ということで習ってきましたもんですから、どちらが正しいかは別として、「さんけんぶんりゅう」ということで習ってまいりました。それを懐かしく勉強させてもらいながら、ただいま答弁とさせていただきました。

1問については以上でございます。

次に、公共交通の充実についてということでございます。

コミュニティバスの運行への検討はどう進んでいるのか。これは具体的にいろいろ 検討していただいて、それを受けて、いろいろと具体的に進めている面もあります。 また今後目指しているものがありますので、課長からお答えさせていただきたいと思 います。

バスの停留の改善というのもいろいろとお声を聞きながら、これは改善ということですので、やはり今後、住民に親しまれる停留所というのも大事です、景観条例を考えようとしているわけですから、そういう観点からも大事だと思っておりますので、これもまた担当課長のほうからお答えいたしたいと思います。

2番目の高校生の通学費補助の拡充をということです。

過去には通学費の補助ということで、3分の1の補助でスタートしたわけであります。ところが、これは人気がないというよりも、なかなか利用増進にはつながらなかったわけですので、やはりあそこは一つには、二つの側面を持っておりまして、一つは利用を図って補助金の対象路線にしていこうということでありますので、積極的に利用していただきたいということで3分の2しました。それとやっぱり子供の学校まで遠いもんですから、少しでも負担を下げていこうという負担の軽減ですね、そういった面からも考えて制度をさせました。3分の2にしてきたわけなんです。

ところが3分の1でしてきたときと同じようにですね、なかなか定期での活用がなく、回数券か、またお父さん、お母さんが送り迎えされるとか、なかなか定期のところへつながってきてない。そこへもって、絶対的に学生数が減ってきている。非常に厳しい状況にあります。

こうした中で、私はこの二面から考えておりまして、これはもっと拡充して全額補助。全額ということになれば厳しい問題がありますが、例えば、3分の2を4分の3にするとか、いろいろしたとしたかて、これには大きな変化はないのかなと。

正直なところ、前からこういったご質問をいただいておりますが、慎重に審議・検 討させていただいておりましてですね、なかなかこうしたさかいにて結果が出ない。

ただ、岡本議員は、ご父兄の負担が軽減されるという観点から申し上げられておるのかなと、こういうことでありますので、それだったら3分の2より4分の3、4分の3より全額補助せいということになるんでしょうけども、これは補助の全体的なバランスの関係から、やはり全てバランスを持たさなきゃならないということで、これだけ突出というのはよっぽどまた考えていかなきゃならないと思いますので、突出する理由が成立すれば検討していくべきだと思いますのが、今、その二面性から考えて、なかなか思い切れるところではないわけなんです。

なぜかといいましたら、和東町は前から補助率はなるべく高くしてですね、住民負担を下げるというところはあるんですが、ご案内のとおり、和東町の財政状況というのは、不交付団体ではなく交付税に頼っているところがあります。また、特交要素に頼っている面があります。そういう意味で、やっぱり財政努力、そういう立場にも立って、そして最大限に努力すると、こういう立場も否定はできない町であります。

先ほどの将来負担率の問題とか公債費比率、常にそういったものを頭に入れて行政をやっていかなきゃならないと。こういう観点から考えますと、なかなかこれだけの補助率アップだねと、ほかの関係とどういう関係があるのかねと、関連させていくときに考えたときに、これだけ突出というのはそれだけの理由が成り立たないとなかなか難しい問題だと私は思っております。

しかし、大事なことであろうかというように思っておりますので、なおかつこれは 言い切る問題ではなく、検討を続けていくべきだと、このように思っているところで あります。ご理解をいただきたいというように思っております。 あとの2点については課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

次に、第3で要支援者の総合事業への移行についてをお答えさせていただきたい思います。

統合事業への移行を撤回するよう国に要望をについてでございますが、介護保険制度における総合事業の移行については、ご案内のとおり、平成26年6月に介護保険法改正による制度の改正に伴い、本町ではことし第1回定例会に和東町の介護保険条例の一部改正を提案させていただいて、そして平成29年4月より新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとしているわけであります。そういうことから、現在、撤回というのは、なじまない問題であろうというように思っております。

現在、統合事業の移行に向けた検討等を所管課で行っておりますので、ひとつその 点でご理解をいただきたいというように思っております。

続きまして、移行しても現行サービスの継続へ責任を果たせということについてで ございますが、現行担当サービスを維持し、サービス水準の確保についてでございま すが、さきの質問と同様、所管課で検討を行っておりますので、ご理解をいただきた いというように思っております。

次に、利用料金の値上げを行わないよう検討についてでございますが、これにつきましても所管課で検討しているところでございますので、進んでいるところでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

総合事業実施による要介護認定申請の省略、抑制は行わず、申請権の尊重についてでございますが、平成29年4月に移行する新しい介護予防、いわゆる総合相談事業実施後の介護サービス利用手続における対応でございますので、これも担当課長から説明をさせていただきます。

続きまして、シルバー人材センターの早期設立をについてお答えをさせていただき たいと思います。 岡本議員より何度も質問をいただいておりまして、高齢者が生きがいを持っているいろなところで活躍いただくことは、私は重要なことであるという認識をいたしております。しかしながら、法に基づき、和東町単独シルバー人材センターを設立して、年間を通じて円滑な運営を図ることは、正直なところ、過去にも申し上げてきましたように困難でありますので、ご理解をお願いしたいというように思っております。

今、社協のほうにですね、軽度生活援助とかそういったことでカバーをしているの が実際のところであります。

なお、本町の基幹産業である茶業においては、高齢者と言われる方々が肥培管理、 工場作業等で現役世代の就労者と同様に頑張っていただいていることはご承知いただいているとおりでありますので、高齢者が働くことができる多様な機会を関係団体などに働きかけたいと考えております。

これもご案内のとおり、私たちも常に申し上げておりますように、福祉人口よりも 生産人口を高めていこうということでキャッチフレーズ、高齢者の元気なまちづくり を目指しております。

現在、和東町に、私、先ほども答弁させていただきましたように、農業に就農されている高齢者の今の農業の平均年齢は六十四、五歳というんですか、60歳代になっているのが農業をやっておられる和東町の平均年齢であります。そういう高齢の方が、今、和東町の農業を支えていただいておると、こういうことでありますので、こういった実態を踏まえて、働けるような環境づくりというのが私はむしろ大事であろうというふうに思っております。

そういうことで、あと、詳しいことにつきましては担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたしまして、以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

それでは、岡本議員の2の公共交通の充実について、①のコミュニティバス運行への検討状況と③バス停の改善についてのご質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスの運行の検討状況でございますが、ご質問にありましたように、和東町交通手段確保に関する懇話会が報告された和東町における生活交通のあり方の中で、住民の憩いの場と路線バスの待合所を兼ねたコミュニティカフェを町の中心部に整備し、集落とコミュニティカフェを結ぶコミュニティバスの運行を提言されました。

この提言を踏まえ、現在、担当課におきまして、コミュニティカフェを既存の施設の活用を含めどう整備するのか、また車両につきましても、町営バスの活用も想定し、運行形態や運行ルートなど、さまざまな検討を進めているところでございます。さまざまな問題を解決しなければならないため、提言の具現化が進んでおりませんけれども、今後もいろいろなご意見をいただき、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、バス停の改善についてですが、現在、奈良交通バス和東木津線には、小杉行き、加茂行き合わせて50の停留所がございます。そのうち小杉奥畑口間のバス停3 9カ所の現状を申し上げますと、屋根のある待合所が整備されているバス停は現在1 3カ所となっております。整備率は3分の1ということでございます。

本町住民にとって重要な交通手段であります和東木津線のバス路線を維持するためには、町内利用者はもちろん町外利用者も含め利用促進を図ることが必要でございます。バス停の環境改善につきましても、利用促進を図る上で重要な要素であると認識しておるところでございます。今後、関係機関と連携し、計画的な整備に向けて調整を進めてまいります。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長 (岡田博之君)

岡本議員の一般質問の関係でございますが、私のほうからは、大きな3番、大きな 4番について答弁させていただきます。

まず、3番、要支援の総合事業の移行についてでございます。

①総合事業への移行を撤回するように国に要望をについてでございますが、町長が答弁させていただきましたとおり、3月に条例改正のご承認をいただきました。福祉課では4月より、平成29年4月の新しい介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けて、課内、関係機関、京都府、山城南保健所管内市町村で移行スケジュール、各市町村の取り組み状況等の意見交換、協議を行っているところでございます。

先日9月8日には、和東町、笠置町、南山城村の介護保険事務担当者、また地域包括支援センターの職員で意見交換を行いました。

大きな課題といたしまして2点ございます。

まず、1点目についてですが、相楽西部地域と東部地域では明らかに介護サービス、福祉サービスの事業所、NPO法人数、ボランティアの人数等です、この事業を担う地域資源に格差があります。また、総合事業を含め地域支援事業全体にかかります 国・府の補助基準額の上限があることでございます。

限られた財源の中で住民の皆さんにご負担いただく介護保険料の上昇をできるだけ抑えていくことも念頭にいれなければなりません。当課といたしましては、地域包括支援センターを中心に、町内医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会等が構成しております地域ケア会議、また生活支援・介護予防サービス体制整備に係る定期的な情報の共有・連携の強化の場として設置を考えております協議体等での地域資源の掘り起こし、提供サービスについて検討を重ねていく予定でございますので、ご理

解をお願いいたします。

次に、②移行しても現行サービスの継続や責任を果たせでございます。

- (1)の「現行担当サービス」を維持し、サービス水準の確保をについてでございますが、さきの答弁でお答えさせていただきましたように、地域支援事業全体の国・府補助の上限が定められております。この地域支援事業の上限の中で一番最良のサービスを提供できるように、また定期的な情報の共有、連携の強化の場として設置する協議体での意見を尊重して進めてまいりたいと考えております。
- (2) の利用料値上げは行わないように検討をについてでございますが、和東町で 提供できるサービスをこれから検討するところであります。

利用料につきましては、近隣の市町村の状況等も参考にしながら協議体等で検討を 行う予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

(3)総合事業実施による要介護認定審査の省略、抑制は行わず、申請権の尊重をについてでございますが、総合事業実施後においても、住民の方々が窓口に相談に来られた場合はどのような支援が必要なのか、また、要介護者がどのような介護サービスを望んでおられるのか等をお聞きして、ニーズを適切に把握させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、4番、シルバー人材センターの早期設立についてでございます。

センター設立に向けた検討はどう進めているのか、早期の設立を求めるについてでございますが、先ほど町長が答弁で申し上げたとおりでありますが、センターの運営につきましては、地域の家庭や企業、役場などから請け負い、または委託契約により仕事を受注して運営していくわけでありますが、和東町においては事業所数が少ない。また、住民が希望されております選定等につきましては、軽度生活援助支援サービスなど利用されるなど、年間を通じた仕事量を確保することが難しい状況でございます。また、会員の確保についても同様でございます。

現在、ミニシルバー人材センター的な事業を実施していただいている社会福祉協議

会の事業におきましても、人材を随時募集してもなかなか集まらないという状況であ ります。

以前にも答弁させていただいておりますとおり、シルバー人材センターの設立については、相楽東部3町村での設立が適切でないかということで協議をしているところでございますが、やはり安定した仕事量の確保ができないということで、前進していない状況であります。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長(畑 武志君)

岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

それでは、再質問いたします。

まず、初めに、いわゆる安保法制に対する町長の姿勢についてですけども、結局、町長は自分の考えを述べておられないんですね、先ほどいろいろ言われましたけども。結局は、違憲であるならば司法が判断すればいい。結局、自分は見守っているだけだということしか言っておられないんですね。ですから、私はやはり町長としての今の法案についての認識、立場というのをはっきりさせてほしいと言ったはずです。

しかし、先ほどの答弁では、いわゆる8月、安倍70年談話は主語がないというように言われましたけどね、まさに町長のお考えというのは、全然、先ほどの答弁でないんですね。全て丸投げしているわけですよ。結局、法案が来週通ったら、それはそれで別にいいじゃないかと。あと、それが問題あるんだったら司法が判断すればいいというね、結局、そこには町長の姿はないんですね。私はこれでいいのかと思うんですね。私はだめだと思うんですよ。

これほど大事な問題について、住民の皆さんの命に責任を持っておられる町長が判断できないというのはやはりゆゆしいことだと思うんですね。ですから、私は、そこをもう一つお聞きしたいと思うんですが、先ほど町長は憲法を学んでおられたという

ふうに、これは私も初耳でしたけども、言われました。ならばご存じだと思いますけども、憲法99条というものがありますね、これはどういう認識されていますか。どういう条項だというふうに認識されていますか。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

今、99て聞いたけど、9条のことですね。

○7番(岡本正意君)

99条です。

○町長(堀 忠雄君)

これについてはですね、いわゆるいろんな解釈の問題を言われていると思いますが、 憲法は全て公法中の公法でありますので、そういったことを言ったとしたかて、これ はやはりその精神を言うているだけのことでありますので、そういったことでご理解 いただきたいと思います。

ただ、具体的に私、その数字というのは、今、ちょっと私は9条のことが出てきますけど、その辺のところをちょっと言っていただいたほうがありがたいと思います。

○議長(畑 武志君)

岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

ご存じないということなので、言いますと、99条というのは、憲法尊重擁護の義務なんですね。読み上げますと、「天皇又は摂政及び国務大臣は、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務負ふ。」いうように書いてあるんですね。思い出しましたか。

いわゆる内閣総理大臣であれ、国務大臣であれ、町長であれ、私たち議員であれ、 職員の皆さんであれ、いわゆる公務員というのは、憲法を尊重して擁護するというこ とは義務になっているんですね。わかりましたか。そういうことなんです。

そういうふうになったときにですね、町長にもそれをする義務があるわけですよ。 憲法を守るという義務が。ということはね、それをちゃんと実践していくためには憲 法違反というものが一体何なのかというものが町長として判断できなければ、尊重も 擁護もできないわけですよ。先ほど言われまた、全然擁護できないですね。

例えば、政府が今、憲法違反だという、これは大変、そういうことが言われております。もし、憲法違反であれば司法が判断すればいいと言われたけどね、判断する前にそれを自治体や国民にもその憲法違反の法律を押しつけてですね、憲法違反に加担させられることになるわけですね。だからこそ、これはどうなのかということを主体的に判断することが町長には必要なんですよ。住民の命がかかっているんですよ。戦争に行くかどうかなんです、この法案というのはね。

ですから、曖昧な姿勢というのは特に町長には許されませんし、住民の命に責任を 負う町の責任者としてはっきり態度を明らかにすべきものなんです。それが町長のこ の憲法99条に求められている義務なんです。そういう意味で、私はやはり3点ね、 この問題について町長のお考えを聞いておきたいと思うんですよ。

先ほどから言っていますように、この法案は憲法違反であるということがほぼ決定づけられております。いわゆる憲法 9 条において、海外における武力行使はしないというのが憲法 9 条なんですね、いかなる場合も。それをするって言っているんだから、これは明らかに憲法違反なんです。しかも、その憲法違反の法律・法案を総理みずから出して憲法に違反しようとしているわけですよ。これ自身も 9 9 条に違反するわけですよ。

そういう意味で、町長にお聞きしたいのはね、町長としてこの法案を憲法違反だと いう認識はありますか。

それから、いわゆる先ほど法治国家と言われましたよね。法治国家の頂点にあるの は憲法ですよ。この憲法に沿った政治をしなさいというのが憲法の要請なんです。今 度の安倍政権がやっていることは、今までできないと言ったことを総理大臣の解釈一つでできると言っているんですよ。だから過去のいろんな法律家は、それは違うだろうと言っているんです。いわゆる政府の解釈だけで憲法の原則をねじ曲げているんですね。これは法治国家ではないんです。人治国家と言われるですね。総理がいいと言えばいいんだと、こういう論法ですよね。これは立憲主義という、憲法を学んでおられたんでわかると思いますけどね、立憲主義に反することだと思うんです。町長にそういう認識はありますか。

これを二つお答えください。

○議長(畑 武志君)

町長、答弁。

○町長(堀 忠雄君)

はい、お答えいたします。

先ほど私、99条のときにいわゆる憲法の制定された精神が問われている問題で、 まず具体的に意味を言うてくださいと、私の質問がおかしいんですけども、そう申し 上げました。ただ、今、言われていましたよう、私の思っているのとはえらい解釈の 違いだというように思っております。

確かに、言われておりますのは、憲法は公法中の公法だというように言うております。この立憲、その憲法の精神に従って我々国民は憲法を守らなきゃならないわけであります。そういう立場で申し上げている。立場が、全然解釈が大きく開きがあったということを今の中でよくわかりました。

それともう一つは、やはり公法ですから、今、岡本議員も申されていますように、 憲法は法律ですからね、だからその中に、先ほどの三権がきちっとうたわれている。 そして、そのことによって99条で守られて、国民は守る、それに従う、それを擁護 していく、守るという、やっぱり大きな責任を負うているわけであります。

ところが、言うておられるのは、憲法違反ですと決めておられているわけですね。

今の法案は憲法違反です。憲法違反て誰が決めるのかなと私自身は、それこそ99条に違反しているんじゃないかなと思います。99条に求めておりますのは、やはりそういったものは、そういったものを設けて中で行使しなさいというようになっていると思います。

だから、先ほど私は99条の中では、精神的なものを規定していると申し上げました。それをいろいろと一番根本的なことは、憲法を擁護する、憲法を守る精神が、そういうことが大事だというふうにうたっていると認識したわけであります。

そういうことを考えますと、今、申されているのとえらい矛盾が生じます。いわゆる憲法違反をしているから、いわゆる立法機関を住民運動で何とかしなさいねと。これも私は否定はしません、やはり主権在民も憲法の中にうたっているわけですから。当然、我々が選んだ人を声を上げて住民運動、そして違憲を挙げるのは自由ですので、自由、そして結社の自由、それと発言の自由も皆ありますから、そういったものに個として行使をするというのも大事なことでありますので、否定しておりませんが、最終的には立法機関で立法するということになろうかと思います。だから、私は、そういうことで動いて、今ある立法で果たそうとされている。

まさに新聞紙上で見てますと、16日ぐらいですか、委員会で採択されるというようなことを載っておりました。広聴人の問題もいろいろあった。広聴人が呼ばれるのが15日でしたか、最終委員会でもって16日でしたか、そういうことが今、議会でやられているわけで、そういうときを阻止しようとか、それは私たちが選んだいわゆる代表の方たちの常識の中で判断されるべきだと私は思っておりまして、それが、もし、こんだけその間、国会の外か、いろんな住民運動もされているわけですから、それを重々承知して、それを踏まえてされるわけですから、これも多数決の原理でもってやられるわけですから、その結果というのは、一定、尊重していくべきだろうと。まさにそれが違っているとすれば、やっぱり司法機関でもってきちっとしていくことが法律を守るという、先ほどで言いましたら、99条にかかわってくるということに

なってくるんじゃなかろうかと思います。

岡本議員は、99条を今、言われましたが、今度16日、安保が通って、もし改正されたときには、その法律は憲法に違反しているからだめだと言われるのか、そのときに立法で決められたやつは無視されるのか、その辺のところはどうなのかなという以後のほうが私、どういう立場でされるのか非常に興味を持ちます。

それと、もう一つ意見を挙げたいのは、町長は自分の私見は述べてないと言われました。私の今、専念しているのは地方自治に専念しておりますが、国際上に、外国のそういった専守防衛だとか、自国の防衛だとか、いろんなことが今、議論されておりますけども、こういったことって、正直なところ、今、とめて考える問題やなしに、世界の流れの中で考えていくべきだと思います。そういう中でいろんな議論をされているときに、私がその辺の外国の今のどういう状況になっているのか、外交状態がどのようになってないのか、そういうこともわからずして、こうあるべきやと軽々に申し上げるほうが、非常に大きな大事なときに、私が言うてるのが正しいみたいな感じで申し上げていく。それを個人だったらいいですけども、町長職をもって言うていく、こういったことは非常に控えるべきだと私は思っております。

私個人でいったらいろんなことを言いたいと思います。個人の私見は持っておりますが、町長職だけに、私の知ってる知識で全部わかったような感じでいわゆる発言する。これってどうなんだろうかなというように、非常に控えなきゃならない立場だと私は思っております。ましてや、国の左右する大事な問題であります。そういうことで、私は述べられるだけの知識がないのかなという、そういう気持ちであったものですから、ここで述べるのを控えさせていただいております。

これは公式な場所であります。議事録にも載ります。歴史にも残ります。そういったところで私の軽々な発言をもってどうだというのは控えさせていただきたい。それほど大きな歴史をこれからの大事なそういう意味では問題だと、私はそういう意味で認識しております。だからこそ我々の憲法、それこそ憲法によって99条、いわゆる

憲法を大事にして、我々は国民として守っていかなきゃならんという精神をうたわれている中での奉仕の中でやられようとしているわけですから、私はその結果を見てまいりたいと、このように思っておりますので、この辺は多分平行線になるだろうと思いますので、そういうとらえ方から少し違うなと。ある程度、その9条に沿うと、積極性の働きかけをやろうとしていることを期待されて私に質問されていたと思いますので、それは少し違うということをお答えして、今の件についての答弁とさせていただきます。

○議長(畑 武志君)

岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

結局、答えられてないんですわね。町長としてこの法案が憲法違反であるとも立憲 主義に反するとも判断できないということなんですね。

先ほど町長は、いわゆる最高法規の話をされましたよね。これは98条なんですね。「この条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と書いてあるんですね。本来はこの法案というのは憲法違反であるからして、出してはならないもんなんです。それを総理の解釈だけで合憲だというように言い張って出してきただけなんですね。こういうことについて町長として、それは憲法違反ではないのかという判断もできないいうのはですね、私は町長として大変恥ずかしいというふうに思います。いつまでも結論を出さずに、出たことに対してそれは尊重します。それがどんなむちゃくちゃな法律だったとしても、それは立法が決めたことだからいいんですというね、これが町長の判断であればやはり大変恥ずかしい態度だというふうに思うんですね。私は町長だから言っているんですよ。いわゆる平行線という話もありますけどもね、私はこればっかり話しておられませんから、もうやめますけども、いずれにしてもですね、国民多数が反対していること

は確かです。これはご存じだと思うんですね。

これは元最高裁の判事の方が言っておられます。「憲法改正には国民投票をやって、その過半数の賛成が必要であるのと同じく、この種の解釈の変更も国民の多数からの指示なしには不可能だと言うべきでしょう」ということはですね、今、安倍総理は不可能なことをやろうとしているんですね。国民多数の声を切り捨てていわゆる来週にも決めてしまおうと。こんなことまで町長はね、「いいんです」というふうに言われておったと思うんですよね。本当にこれは残念ですけども、そういうことも異議を申し立てられないというのは、ただ単に国につき従っているというだけであってですね、これによって国民が命を奪われ、若者が戦場へ送られたとしても、町長はそれに対して何も言えないと。あなたのお孫さんがこの法律に基づいて戦場に連れていかれても、「これは立法が決めたことだからどうぞ行ってください」と、そういうふうに言われるのかということなんですよ。極めて具体的な話をしているんですね。

そういう点ではですね、大変理解していただけないという点では大変残念ですし、 先ほど来、茶源郷の問題でよく言われます、「命儲けがどうのこうの」言われますよ ね。よく言えたもんだと思うんですよね。国民が戦争へと導かれるかもしれない危険 な法案に対して何も言えないで、一方で、「命儲けしましょう」、命を最も粗末にす るのが戦争であってね、武力行使なんですね。こういうことを何も言えないで何が茶 源郷かというふうに私は言わざるを得ないと思いますし、大変、町長のそういうもの に対する考えの浅さというかね、考える思想のなさというものを大変残念に思います。 いう点で、この法案の行方はどうか知りませんけども、ぜひ今後、町長がどういう ふうな態度をとられるのかですね、お互い注視したいというふうに思いますし、今か らでも遅くないですから、しっかり反対の態度をとっていただきたい。これは強く要

次に、公共交通について、先ほど課長のほうから、コミュニティバスの検討は総務 課でされていて、一定、提言も受けて検討されているという話がありました。ただ、 やっぱりそういったことは全然見えてこないんですね。ですから、今後、委員会なり

望しておきたいと思います。

議会に対して、今、総務課で検討している内容についてご報告いただきたいと思うんです。その点だけちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

はい、お答えいたします。

ご質問にありましたように、今、検討の中身を議会のほうへご説明申し上げるというのは非常に重要なことでございます。まだたたき台のところまで到達しておらないというのが現状でございます。今後またさまざまな形で取りまとめさせていただきまして、さまざまな案をまた提示させていただいて、また議会のほうからもご意見をいただいて進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長(畑 武志君)

岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

それはぜひお願いしたいんですが、やはりこれは町長が就任されて以来の大きい課題だと思うんですね。十数年たっております。懇話会の懸案が出てからも、もう既に1年半がたっております。そういう点ではいろいろ課題はあると思うんですけども、大変時間がかかり過ぎているというふうにも思いますし、やはり是非ともですね、そういった具体的なことをぜひ具体化していく時期だと思いますので、議会や住民にも積極的に報告いただいて、具体化を急いでいただきたいと強く要望したいと思います。

それから、通学補助については、いわゆる利用促進に余り資さないということで、 効果がどうなのかという話もありましたけども、ただ一方でですね、この補助がなけ れば、さらに高校生といえどもバス離れしていくというのも確かだと思うんです、余 りに高いですからね。そういう点では、やはりこれを維持していく。さらに1人でも 2人でも利用していただくという点でも、補助の引き上げであるとか改善が必要だというふうに私は思っておりますし、これはまた研究いただきたいんですけど、隣の宇治田原町のほうでは、一定、細かい対策を打っておられます。そういったこともぜひまた担当課のほうでサーチしていただいて検討いただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

バス停の改善については先ほどありまして、私も一応全部確認をさせてもらったんですけども、やはり町内で利用される方はもちろんですけども、今、観光等で和東町を訪れてくる方もふえてくる中で、やはりバスを利用して来ていただきたいというのもあります。そのときにやはりおり立ったバス停が大変風情のないといったら変ですけども、親切でない、そういったことであればやっぱり町のイメージにもつながることだと思います。

そういう点で、やはり屋根の問題、また休める椅子の問題等ですね、せめて多くの 方が訪れてこられる、また利用されるバス停ですね、河原であるとか山の家前、また 中和束、和束中前などですね、一定、中心地も含めて、順次、そういったものを改善 いただきたいというように思うんですけども、その辺、課長、どうでしょうか。

○議長(畑 武志君)

総務課長、答弁。

○総務課長(中嶋浩喜君)

はい、お答えいたします。

最初の答弁でも申し上げましたように、町内利用者はもちろん町外利用者を含め利用促進を図ることが非常に必要でありまして、バス停の環境改善につきましては利用促進の重要な要素であると認識しておるところでございます。

今、ご指摘いただきましたように、やはり乗降客の多いところから計画的に整備を 進めていくべきであろうと思っておるところでございます。ただ、町長の答弁にもご ざいましたように、今、景観計画を策定しておるというところでございます。今後、 その景観計画、景観条例にも適合するような形でバス停の環境整備を進めていかなければならないというところでございます。

そういったことで、さまざまな課題をクリアしながら、一定、計画的な整備に向けまして、各関係機関と調整を進めてまいりたいと思っておるところでございます。 以上でございます。

○議長(畑 武志君)

岡本議員。

○7番(岡本正意君)

それはお願いしたいと思います。

次に、介護保険の関係ですけども、先ほど一定、要支援の総合事業について説明がありました。それでお聞きしたいんですけどもね、いわゆるこの総合事業をしていくについて課題として幾つか挙げられました。その中で、国や府のこの事業に対する基準、いわゆる補助金とかそういったものに上限があると言われました。いわゆるその上限の中において最も水準を維持していくために努力していくというように言われましたよね。

私は聞きたいんですけどね、その上限という限界の中で、今まで要支援の方がデイサービスやホームヘルプサービスを要支援の介護予防として受けてこられた、その水準というものは維持できると。これはいわゆる先ほどね、現行相当サービスというふうに、担当じゃなくて相当サービスというんですけどね、これは国が言っていることですけども、それをちゃんと今まで受けてこられた水準を維持できると、その上限額の中で、それを維持することが大事だと言っているんですけどね、それはできるんですか。

○議長(畑 武志君)

福祉課長、答弁。

○福祉課長 (岡田博之君)

お答えいたします。

まず、地域支援事業の上限額の関係でございます。

地域支援事業、現在、国のほうでお示しいただいておりますのが、平成27年度から平成29年度におけます上限額が決められております。これにつきましては、前年の保険給付費の3%、さらには予防介護給付費の相当額、これについては3年間認められるということで、平成29年度までは現行のままサービスは利用していただけるということになります。しかしながら、平成30年度からの地域支援事業の総枠、まだ国のほうからお示しいただいておりません。

現在、福祉課で考えておりますのは、訪問介護ですね、それと通所介護、これにかかわります移行後の状況でございますが、まず地域資源を掘り起こしたいということで先ほど答弁させていただきました。現在、和東町並びに社会福祉協議会が中心となって、介護保険以外での高齢者支援事業というのは15事業ございます。

まず、1点目は、訪問介護にかわります事業としまして、以前からありました高齢者ホームヘルプサービス事業でございます。平成12年の介護保険法の改正により、一定、この利用が少なくなったわけなんですけども、当然、住民の方のニーズがあります。ですから、総合事業移行後もこの事業で対応できる部分については対応したい。また、デイサービスの関係でございます。

デイサービスについても、当然、地域を巻き込んだ中のふれあいサロン、また社協のシニアライフサポート事業、こういう形の中で対応できないかなということで現在検討しているわけでございますが、これにつきましても、先ほど言いました地域ケア会議並びに新しい事業に係ります協議体の中で意見を聞きながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長(畑 武志君)

岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

いわゆる先ほど言われたサービスというのはもちろんあると思うんです。それで、 要は今まで専門職がかかわってきた訪問介護であるとか通所介護をカバーできるとい うかね、代替になるのかと言っているんですね。それはならないと思うんですよ。ふ れあいサロンでデイサービスのかわりができるのかと。それはできるはずがないんで すね。いわゆるボランティアの方でやっておられる、運営されているものに、今まで、 一定、介護の知識といろんな技能を持った方がかかわってこられたデイサービスを代 替できるはずがないんです。

そういう意味で、そういうことを検討したとしてもね、今まで要支援の方が受けてこられたサービスを維持できるのかというふうに聞いているんですね。今までとしてはできないと思うんですよ。予算上も、またに担い手としてもね。それではやはり本当に要支援の方の切り捨てになってしまうということなので、維持できるのかということを聞いているんです。時間もないので、これはできないというふうに私は思うんですね。

もう一遍聞きたいのは、要介護認定の申請権を尊重しなさいと言いましたよね。これは要は、この事業が実施されたときに、今までは相談に来られたら、とりあえず認定しましょうというふうになっていたと思うんです、介護については。しかし、今度は相談と称してですね、これは総合事業でいきましょうとなれば認定抜きにそっちへ流していくということが可能になります。そうなると、本当にその方が要支援なのか、また要介護なのかということがわからないまま行政の判断でそっちに行かされてしまうということになると、やはり認定を受ける権利そのものが侵されてしまうということが心配されているわけですね。そうならないようにしていただきたいと言っているんですよ。

やはりそういったものは要介護認定をしっかり受けて、結果として要支援だったら そうかもしれない。だけども、やはりそれを抜きにして判断をしないということがそ の事業ができたとしても必要だと思うんですけども、それはそういう方向でやってい ただけますか。

○議長(畑 武志君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長 (岡田博之君)

お答えいたします。

岡本議員のほうから、窓口の対応の関係でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、私どもとしましては、やはり要支援の住民の方の相談につきましては地域包括支援センターが担っております。地域包括支援センターの職員が住民の受けたいと思っておられるサービスを尊重しながら進めていくということで説明させてもらったわけでございます。チェックリストによって機械的に要支援の方を見捨てるということは考えておりません。

ですから、何度も言いますけども、住民と相談をしながら、何を要望されているのか、また本当にそういうデイサービスなり訪問介護が必要なのかを見きわめながら申請を受け付ける、また違うサービスを対応させていただく、そういう形で考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長(畑 武志君) 7番、岡本正意議員。

○7番(岡本正意君) あと何分ありますか。

○議長(畑 武志君)2分です。

○7番(岡本正意君)

もう最後にしますけども、私がね、このことをよく言いますのは、なぜ今までの現 行サービスをちゃんと維持していくことが大事かというのは、専門性が失われるとい うことなんですよ。 よく認知症の今いろいろ言われてますよね、ケアどうこうとか。そういったことを早期に発見してケアをしていく上でもね、この要支援段階の適切なケアが大事だと言われているんですね。それをいわゆる、こういったら何だけども、そういう専門職じゃなく素人というね、そういうボランティアでも構いませんよみたいなとこに丸投げしたら、そういうものがやっぱりどんどんどんどん失われていくという危険が今回の事業は物すごくあるわけですよね。大変逆行だというふうに思うんです。

そういう点で、先ほど来、言っていますように、総合事業に移行したとしても、やはり現行相当サービスを維持していただきたい。これは最低限として維持していただきたいと思いますし、私が先ほど国に対して要請せいと言ったのはね、和東町の実態からしても、この総合事業の移行というのは大変矛盾があるわけです。もともとないサービスを掘り起こしてそれで何とかしようということは本当に矛盾が大きいわけで、実態を見てないと思うんですね。

そういう点で、次の改正に向けても、このような事業を和東町の皆さんのサービスを維持していく上でも無理があるということを町長として、担当課としてしっかり分析もして、適切な国に対して要望をしていただきたいし、いわゆるこういったものはなじまないという意味で、次の改正では撤回いただきたいということを強く要望していただきたいし、財源の上限についても撤廃してね、十分にやっぱり財源を確保することも含めて、町長として責任を持って国に対して要望していただくことを強く要望して、終わりたいと思います。

○議長(畑 武志君)

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後4時25分まで休憩します。

休憩(午後4時16分~午後4時25分)

○議長(畑 武志君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、認定第1号 平成26年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成26年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成26年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成26年度和東町分護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(堀 忠雄君)

認定第1号から第7号の提案理由を申し上げます。

平成26年度和東町一般会計ほか6特別会計の決算につきまして、地方自治法第23条第3項及び第5項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び関係書類を沿えて提出するものでございます。

ご審議の上、ご認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

お諮りいたします。

本決算審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの平成26年度和東町一般会計歳入歳 出決算認定について及び平成26年度和東町各特別会計歳入歳出決算認定についての 以上7件については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、こ れに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第7、議案第41号 町道山口線拡幅改良工事(2工区)請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

〇町長(堀 忠雄君)

議案第41号の提案理由を申し上げます。

平成26年12月19日の議会において、工事請負契約のご承認をいただいた町道山口線拡幅改良工事(2工区)につきまして、契約金額及び工期の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

建設事業課長。

○建設事業課長(東本繁和君)

それでは、私から、議案第41号につきましてご説明させていただきます。

議案第41号

町道山口線拡幅改良工事(2工区)請負契約の変更について

町道山口線拡幅改良工事(2工区)請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中「5,812万200円」を「6,050万3,760円」に、 契約期間に係る部分中「平成27年9月30日まで」を「平成27年10月30日ま で」に改める。

平成27年9月10日提出

めくっていただきまして、変更部分のみでご説明いたします。

町道山口線拡幅改良工事(2工区)変更契約の概要

5 でございます。契約金額「5,812万200円」を「6,050万3,760円」に変更。

7でございます。契約期間、平成26年12月20日から「平成27年9月30日まで」を「平成27年10月30日まで」に変更でございます。

右の平面図でご説明いたします。

工事の概要を説明させていただきます。

若干見えにくうございますが、図面の上部にあります路側防護柵と記した黄色の線が今回の変更区間を示しております。

変更内容は、この黄色の区間62メートルにガードレールを施工するものであります。

この区間は未舗装でまだ一般車両を通行させませんが、交付金の交付額の事業割れ を防ぐため事業費精算としてガードレールを工所追加するものでございます。

また、今年度の工事におきまして工事車両を通行させますが、高低差が一番高いと ころで9メートルございますので、安全対策としても適当であると思いますので、よ ろしくお願いいたします。

○議長(畑 武志君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第41号 町道山口線拡幅改良工事(2工区)請負契約の変更については、原 案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第41号 町道山口線拡幅改良工事(2工区)請負契約の変更に ついては、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第42号 町営第5中西団地住宅建替工事請負契約の変更について を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長(堀 忠雄君)

議案第42号の提案理由を申し上げます。

平成27年3月9日の議会において工事請負契約のご承認をいただき、3月18日の議会において工期の変更をご承認いただいた町営第5中西団地住宅建替工事につきまして、今回、工期の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案をさせていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(畑 武志君)

建設事業課長。

○建設事業課長(東本繁和君)

それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

町営第5中西団地住宅建替工事請負契約の変更について

町営第5中西団地住宅建替工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

契約期間に係る部分中「平成27年9月30日」を「平成27年10月30日」に改める。

平成 2 7 年 9 月 1 0 日提出 和 東 町 長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、変更部分のみでご説明いたします。

町営第5中西団地住宅建替工事変更契約の概要

6番でございます。「平成27年9月30日」を「平成27年10月30日」に変更です。

変更理由でございますけども、工期変更のご説明でございます。

建設工事の施工において器材等の搬入通路部の地盤が想像以上に軟弱であったため、その対策に不測の日数が生じたのと梅雨時期の長雨及び夏場の猛暑により作業員の熱中症対策等体調管理をするため工事を施工しましたけども、当期の工期では工事を完成することができないということで、請負業者から約1カ月の工期延期願が提出されました。請負業者からの理由のとおりでありますので、平成27年9月30日までの工期を10月30日までに延長するものでございます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(畑 武志君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで討論を終わります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第42号 町営第5中西団地住宅建替工事請負契約の変更については、原案の とおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第42号 町営第5中西団地住宅建替工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました決算特別委員会は、来る9月14日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後4時40分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実に相違なきことを証するため、地方自治 法第123条第2項の規定によって署名する。

和東町議会議長 畑 武 志

署名者 和東町議会議員 小 西 啓

和東町議会議員 岡田勇